

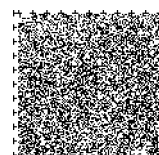
第3期和泉市障がい福祉計画

(平成24年度～26年度)

平成24年3月

和 泉 市

この冊子には紙面上の文字を音声に変換する「SPコード」を添付しています。
専用の読み上げ装置を使うことにより、視覚障がいのある人にも音声でお読みいただけます。



は じ め に

本市では平成 18 年 3 月に、「障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉」を基本理念とする「和泉市第 2 次障害者計画」を策定するとともに、障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画を策定し、地域の特性や実情に応じた障がい福祉サービスの提供と体制の確保に取り組んでまいりました。

国では、平成 18 年の第 61 回国連総会において採択された「障害者権利条約」の締結に向けて、障がい者制度改革推進会議やその部会等で検討し、これまで、「障害者自立支援法」の一部改正（平成 22 年 12 月公布）、「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月公布）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立（平成 23 年 6 月公布）など、法整備が実施されてきました。その中で、障害者自立支援法に替わる、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに応じた地域生活支援体系の整備などを内容とする新たな法律の制定が検討されています。

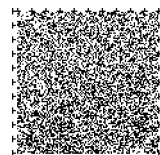
この度、国における各種制度の改正等において、障がいのある人の地域における自立した生活や、社会参加の促進に向けた支援の充実がより重要な課題となっていることを踏まえ、障がい福祉サービス等の提供に関する実施計画である「第 3 期和泉市障がい福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の推進により、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせる和泉市の実現をめざしてまいります。市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりお力添えを賜りました「和泉市障がい者施策推進協議会」及び「和泉市障がい者地域自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、関係者皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 24 年（2012 年）3 月

和泉市長 辻 宏 康



目 次

第1章 計画の策定にあたって

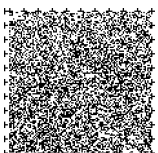
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	6
5	計画の策定体制	7

第2章 障がいのある人を取り巻く現況と課題

1	人口及び障がいのある人の状況	9
(1)	総人口・総世帯数の推移	9
(2)	身体障がいのある人の状況	10
(3)	知的障がいのある人の状況	12
(4)	精神障がいのある人の状況	13
2	第2期計画の実施状況	14
(1)	障がい福祉サービス	14
(2)	地域生活支援事業	19
3	入所施設調査結果	22
(1)	調査概略	22
(2)	調査結果	22

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	25
2	基本視点	26
3	地域生活移行と就労支援の目標	27



第4章 事業の展開

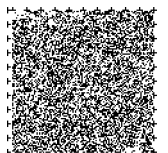
1 障がい福祉サービスの見込みと確保策	31
(1) 訪問系サービスの見込みと確保策	31
(2) 日中活動系サービスの見込みと確保策	36
(3) 居住系サービスの見込みと確保策	46
(4) 相談支援サービスの見込みと確保策	49
2 地域生活支援事業の見込みと確保策	51
(1) 必須事業	52
(2) 選択的事業	58
3 障がいのある人の人権尊重と利用環境の整備	61
4 計画の推進	66

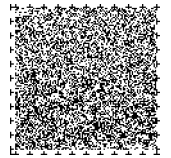
資料編 計画の策定経過及び用語の説明

1 計画の策定経過	67
2 用語の説明	73

第1章

計画の策定にあたって





1 計画策定の背景

■国の制度改革の動向

「障害者権利条約」が平成18年12月に国連総会で採択され、わが国も平成19年9月に条約への署名を行っています（条約は平成20年5月に発効）。国では、平成21年12月に障がい者制度改革推進本部が設置され、平成22年1月に、障がい者制度改革推進会議が開催されました。国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法の整備として、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成24年10月施行）、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定、さらに、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定（平成25年8月までに施行）等、障がい者施策全般について見直しが進められています。

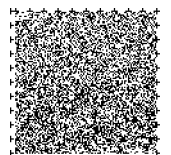
■福祉サービスの動向

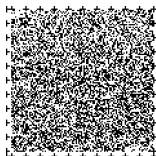
福祉サービスにおいては、平成15年度から、従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。平成18年4月には、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざす「障害者自立支援法」が施行されています。

この障害者自立支援法の成立に伴い、市町村ごとに実施状況が異なっていた支援費制度によるサービスは、全国どこでも共通のルールに基づき障がい福祉サービスとして提供されることになりました。

また、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましいサービスについては、地域生活支援事業として地域の創意・工夫により効果的・効率的に運営していくことができるようになりました。

一方、この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたこと等についてさまざまな意見があり、これまで所要の政省令の改正が実施されました。そして、現在は障害者自立支援法を廃止し、新たな法律として、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が予定されています。また、平成22年12月には、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定までの間に早急に対応を要する事項を見直すため、障害者自立支援法が改正されました。





障害者自立支援法等の一部改正（注）の概要（平成 22 年 12 月）

①利用者負担の見直し（平成 24 年 4 月 1 日施行）

- －利用者負担について、応能負担を原則に
- －障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

②障がい者の範囲の見直し（平成 22 年 12 月 10 日施行）

- －発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを明確化

③相談支援の充実（平成 24 年 4 月 1 日施行）

- －相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- －支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④障がい児支援の強化（平成 24 年 4 月 1 日施行）

- －児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障がい種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ等）
- －放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- －在園期間の延長措置の見直し（18 歳以上の入所者については障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑤地域における自立した生活のための支援の充実（平成 23 年 10 月 1 日施行）

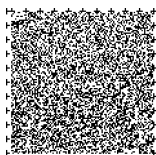
- －グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- －重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設（個別給付化）

（その他）（１）「その有する能力及び適性に応じ」の削除、（２）成年後見制度利用支援事業の必須事業化、（３）児童デイサービスに係る利用年齢の特例、（４）事業者の業務管理体制の整備、（５）精神科救急医療体制の整備等、（６）難病の者等に対する支援・障がい者等に対する移動支援についての検討

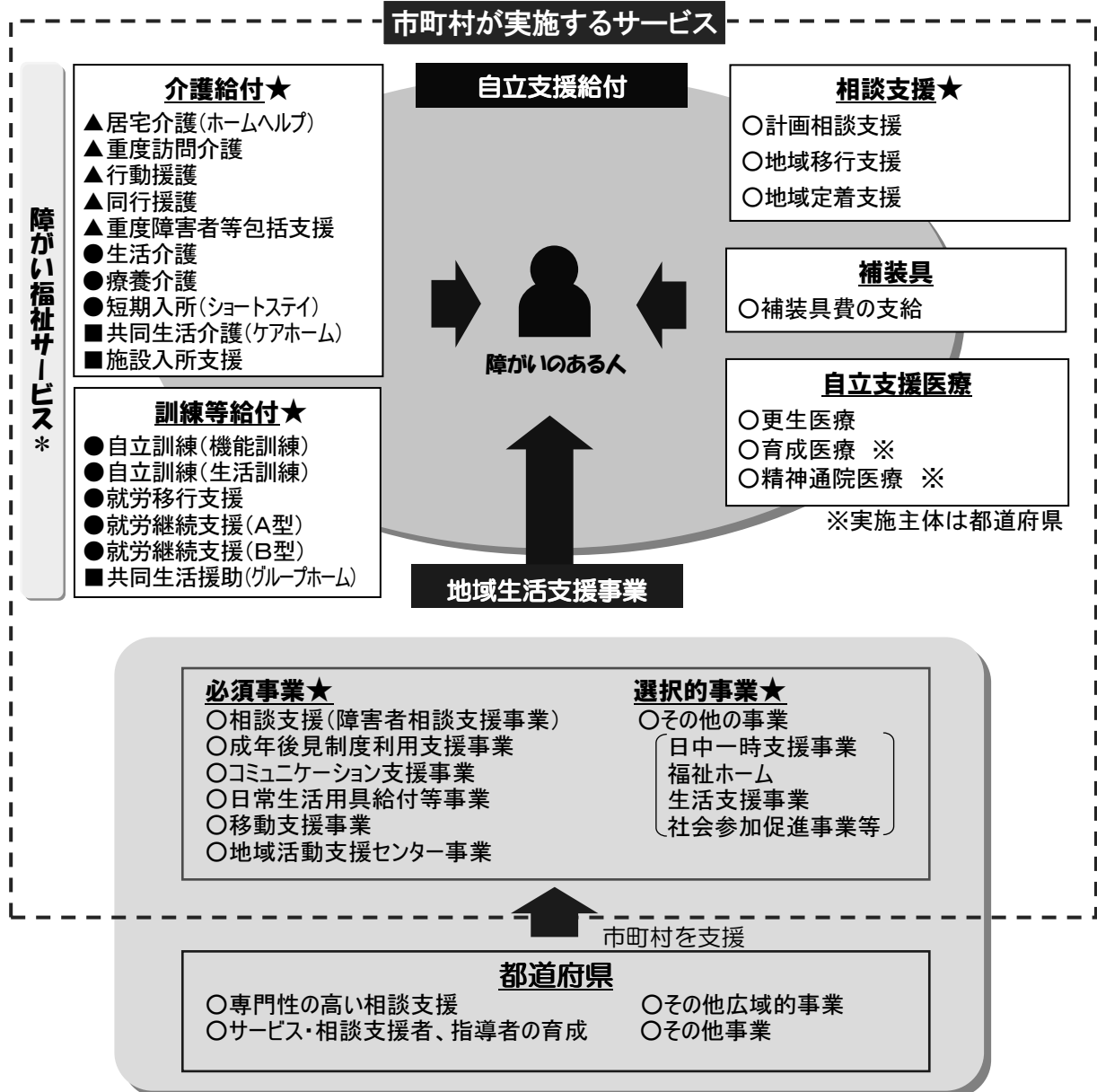
（１）（３）（６）：平成 22 年 12 月 10 日施行

（２）（４）（５）：平成 24 年 4 月 1 日施行

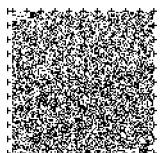
（注）障害者自立支援法の本改正は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により改正されました。



■障害者自立支援法に基づくサービス体系



- * 障害者自立支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。
- * 障がい福祉サービスの頭の記号の意味・・▲:訪問系サービス ●:日中活動系サービス ■:居住系サービス
- * ★はこの計画に関連するサービス

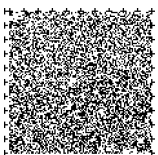


2 計画策定の目的

「和泉市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）」は、「和泉市第2次障害者計画」の基本理念「障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉」の実現をめざして、国の基本指針に即して、障害者自立支援法に定める障がい福祉サービスの必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定めるものです。

また、国の法律や制度が変わり、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。平成22年12月に成立した、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律の内容を十分に踏まえるとともに、新たな福祉サービスも追加されたことから、円滑な事業実施を推進するための内容を定めるものです。

さらに、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という平成23年8月に改正された障害者基本法の目的を踏まえつつ、和泉市における支援体制をさらに充実させていくことを目的として策定したものです。



3 計画の位置づけ

① 法的な位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。

なお、国の基本指針については、「数値目標及びサービス見込量の基本的な考え方は変更しない」とされている一方で、障がい者制度改革等を踏まえて定めるものとする、以下の主な改正内容が示されています。

＜第3期障害福祉計画を作成するにあたり即すべき事項（抜粋）＞

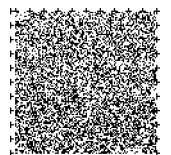
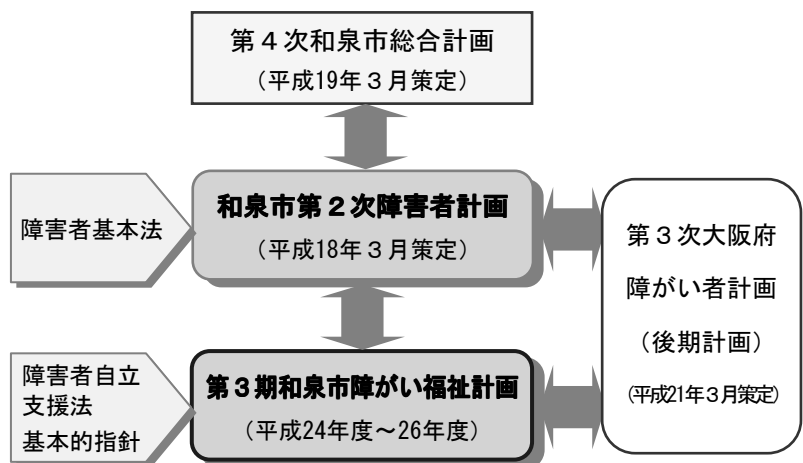
- 改正障害者基本法を踏まえた規定の整備
- 整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえた規定の整備
 - ・相談支援体制の充実・強化
 - ・障害福祉計画の作成のための体制の整備
- 地域主権改革を踏まえた規定の整備
- 障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備
- 改正介護保険法等を踏まえた規定の整備
- その他障害児支援のための計画的な基盤整備の明確化や、平成23年度末を期限とする新体系への移行や障害福祉計画の計画期間等に関する所要の規定の整備等

② 他計画との関係

この計画は、市政の基本方針を示す「第4次和泉市総合計画」（平成18年12月策定、平成22年12月に基本計画の見直し）を上位計画とし、障害者基本法第11条第3項に規定する「和泉市第2次障害者計画」（平成18年3月策定）との整合を図るとともに、大阪府の「第3次大阪府障がい者計画（後期計画）」（平成21年3月策定）との整合性に留意しています。

「和泉市第2次障害者計画」は、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられますが、この計画は主として、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について、必要なサービス見込量とその確保方策に関して定めるものです。

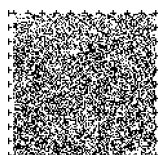
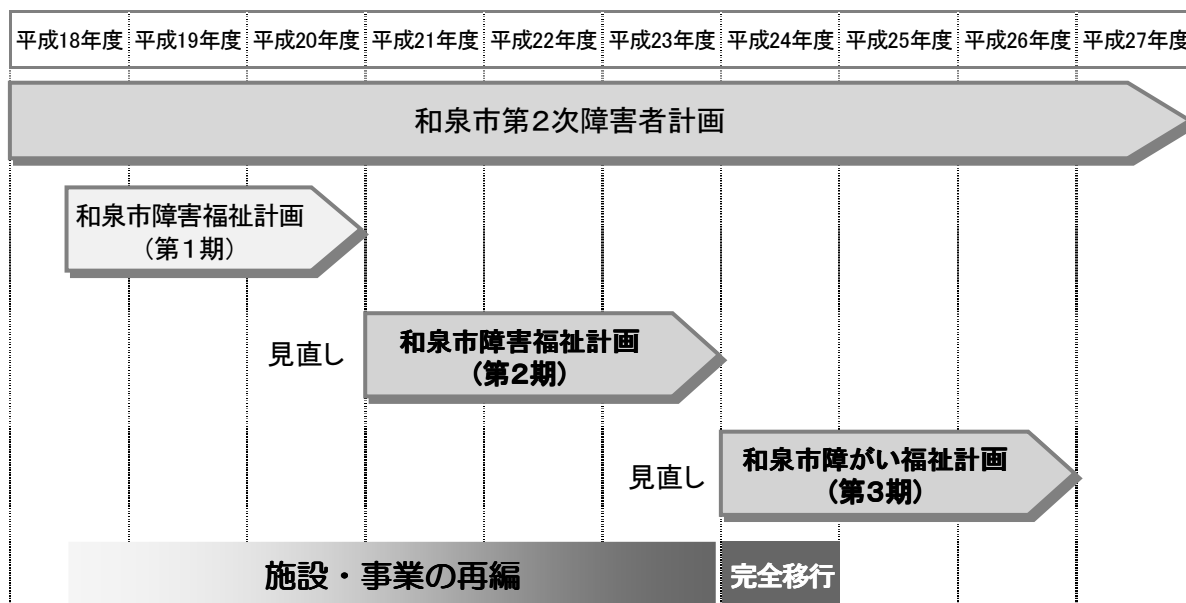
■計画の位置づけ



4 計画の期間

「第3期和泉市障がい福祉計画」の計画期間は、国の方針で平成24年度から26年度の3年間となっています。なお、計画期間中には、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が予定されており、国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

■計画の期間



5 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、次のような点に留意しました。

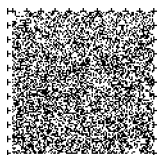
① 障がいのある人や関係団体等の参加と意向把握

この計画の策定にあたり、障がいのある人に関する施策の点検・評価等を行う機関として設置されている「和泉市障がい者施策推進協議会」により検討を行いました。この「和泉市障がい者施策推進協議会」は、学識経験者をはじめ、福祉関係者、当事者団体、地域団体等からなっています。

また、入所施設を通して障がいのある人のニーズ等も把握しました。

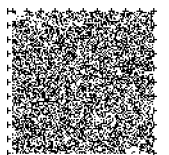
② 関係機関等の意見把握

施設に入所されている方の生活の状況及び今後の地域移行の状況を把握するため、入所施設にアンケート調査を実施しました。



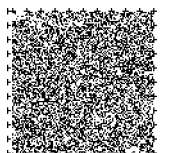
第2章

障がいのある人を取り巻く現況と課題



第2章

障がいのある人を取り巻く現況と課題



1 人口及び障がいのある人の状況

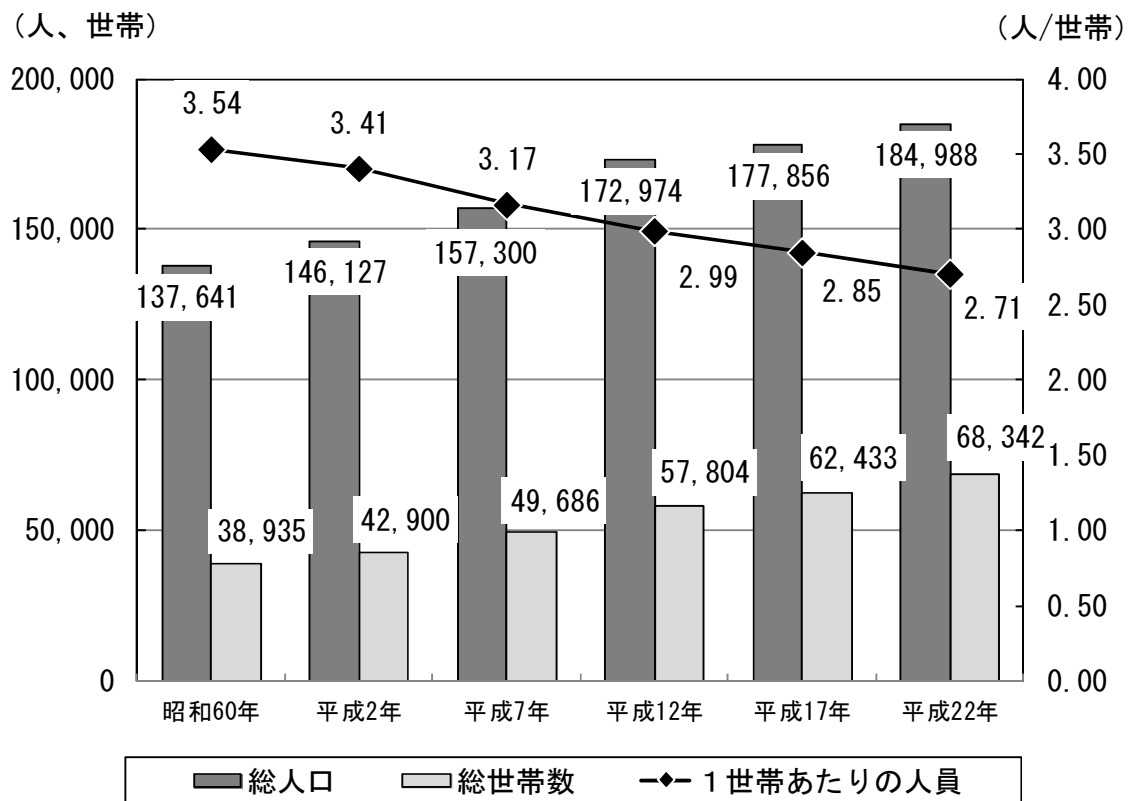
(1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は増加を続け、国勢調査によると昭和60年の137,641人が、平成22年には184,988人と増加傾向を示しています。

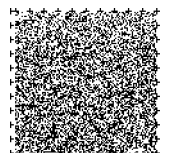
総世帯数も総人口と同様に増加を続け、昭和60年の38,935世帯が、平成22年には68,342世帯と、依然として人口を上回る伸びを示しています。

一方で、1世帯当たりの人員についてみると、昭和60年の3.54人が、平成22年には2.71人とさらに世帯規模の縮小が進んでいます。

■ 総人口・総世帯数の推移



資料：平成21年までは住民基本台帳及び外国人登録人口(各年3月末現在)、平成22年は国勢調査



(2) 身体障がいのある人の状況

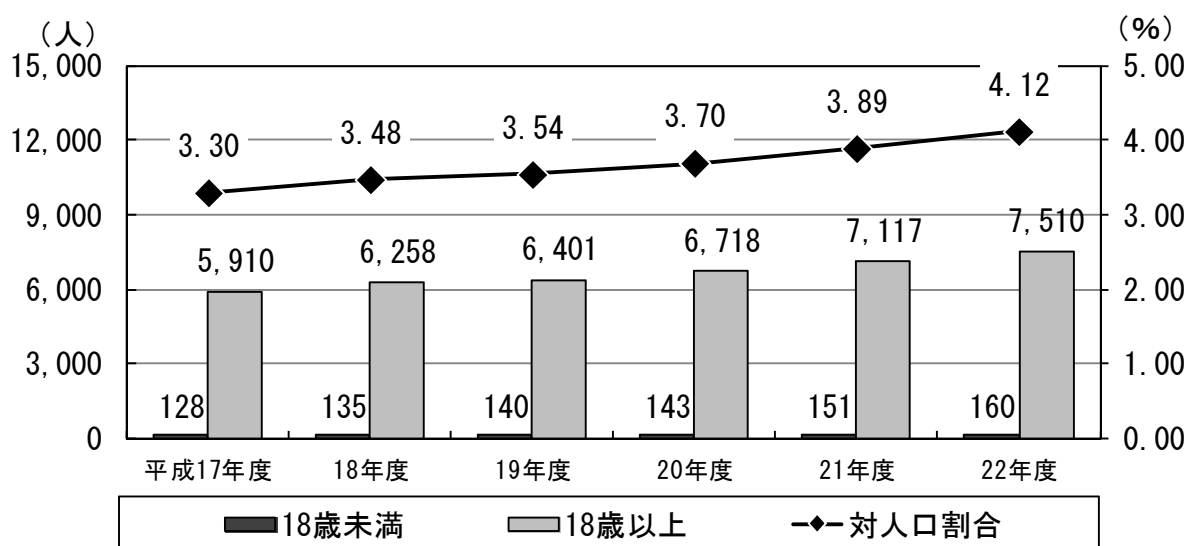
身体障がい者手帳所持者数は増加を続け、平成22年度では7,670人、うち18歳未満が160人、18歳以上が7,510人となっています。18歳以上のうち、65歳以上の高齢者が4,976人で、全体の66.3%を占めています。

身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合（以下、対人口割合といいます。）は、平成17年度が3.30%で、その後上昇し、平成22年度には4.12%となっています。

18歳未満の障がいのある児童は増加傾向で推移しています。

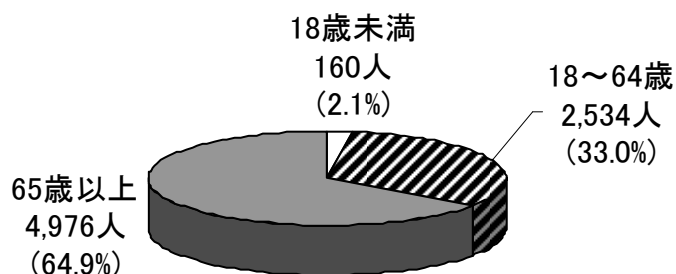
18歳以上の障がいのある人は、平成17年度の5,910人に比べて平成22年度は1,600人増加しています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移

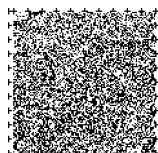


資料:障がい福祉課調べ(各年度末現在)

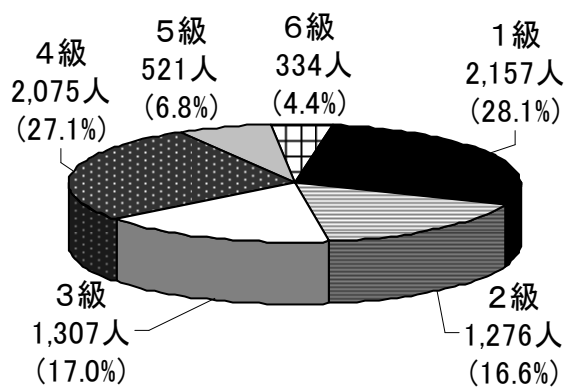
■身体障がい者手帳所持者の年齢構成



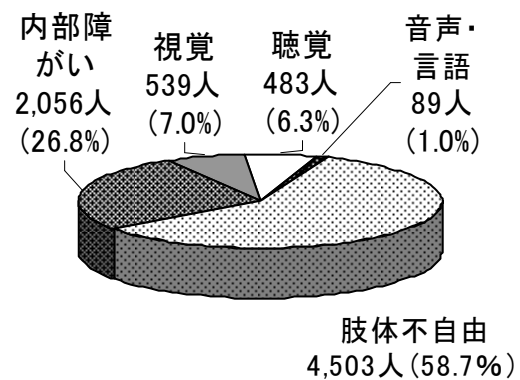
資料:障がい福祉課調べ(平成22年度末現在)



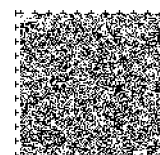
■身体障がい者手帳所持者の障がい等級構成 ■身体障がい者手帳所持者の障がい部位別構成



資料：障がい福祉課調べ（平成22年度末現在）



資料：障がい福祉課調べ（平成22年度末現在）



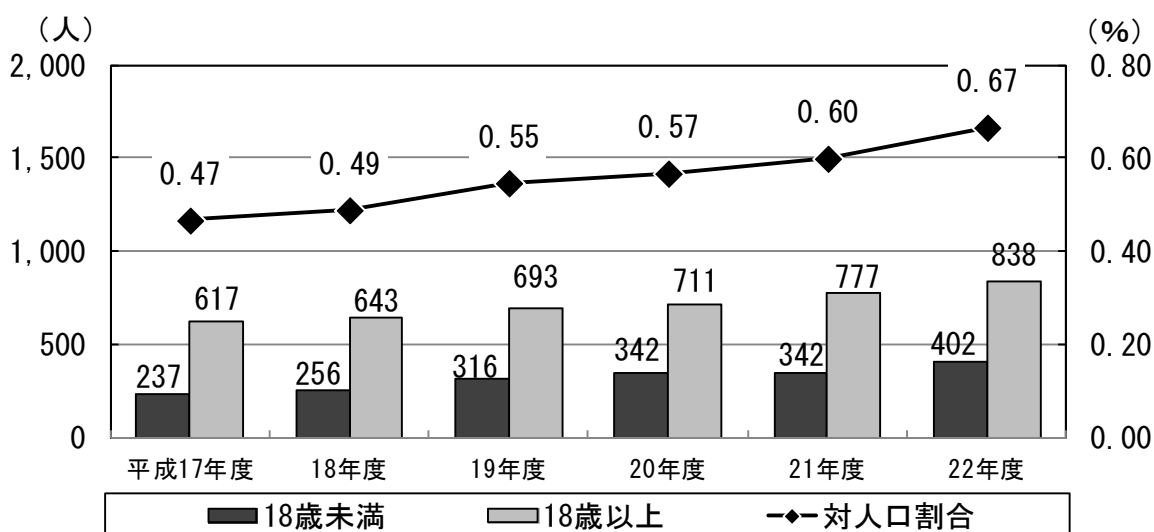
(3) 知的障がいのある人の状況

本市の療育手帳所持者数は平成22年度では1,240人、うち18歳未満が402人、18歳以上が838人となっています。

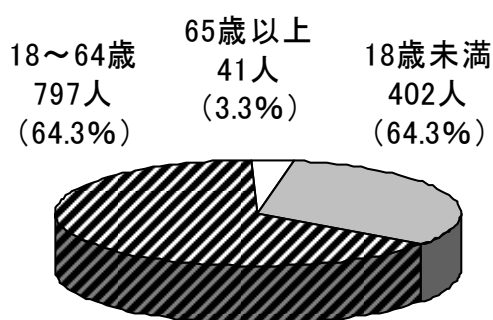
18歳未満の障がいのある児童は、平成17年度の237人に比べて165人増加しています。

18歳以上の障がいのある人は、平成17年度の617人に比べて221人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

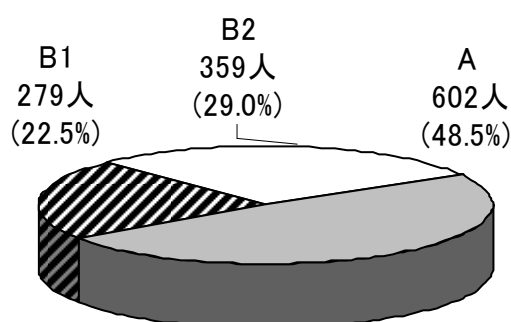


■療育手帳所持者の年齢構成

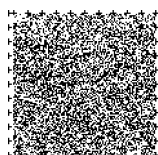


資料:障がい福祉課調べ(平成22年度末現在)

■療育手帳所持者の障がい程度構成



資料:障がい福祉課調べ(平成22年度末現在)

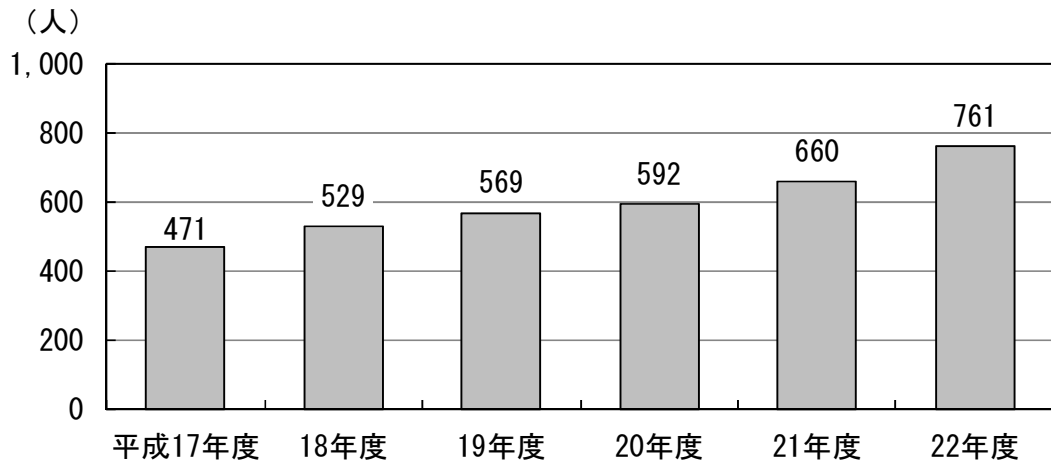


(4) 精神障がいのある人の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成22年度末現在761人で、平成17年度の471人に比べて290人増加しています。

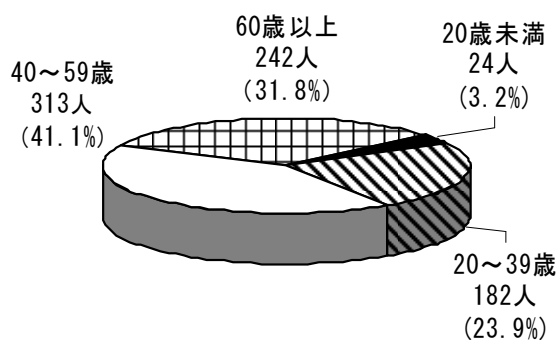
また、精神障がい者保健福祉手帳所持者のうち、2級は484人で、全体の63.6%を占めています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



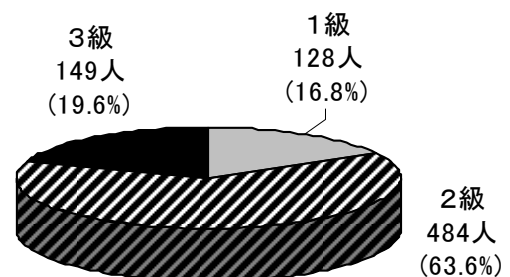
資料:障がい福祉課調べ(各年度末現在)

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢構成

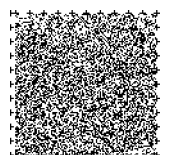


資料:障がい福祉課調べ(平成22年度末現在)

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がい等級別構成



資料:障がい福祉課調べ(平成22年度末現在)



2 第2期計画の実施状況

(1) 障がい福祉サービス

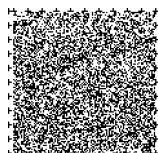
① 訪問系サービス

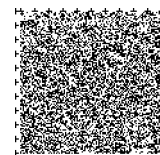
■訪問系サービス・居宅介護の月平均実績値

年度 項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	利用時間数 (時間)	5,894	6,417	6,982
	利用者数 (人)	243	260	284
	1人あたり時間(時間)	24.3	24.7	24.6
知的障がいのある人	利用時間数 (時間)	322	398	507
	利用者数 (人)	51	70	103
	1人あたり時間(時間)	6.3	5.7	4.9
精神障がいのある人	利用時間数 (時間)	311	378	384
	利用者数 (人)	25	36	44
	1人あたり時間(時間)	12.4	10.5	8.7
障がいのある児童	利用時間数 (時間)	159	190	264
	利用者数 (人)	17	17	19
	1人あたり時間(時間)	9.4	11.2	13.9
合計	利用時間数 (時間)	6,686	7,383	8,137
	利用者数 (人)	336	383	450
	1人あたり時間(時間)	19.9	19.3	18.1

■訪問系サービス・重度訪問介護の月平均実績値

年度 項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	利用時間数 (時間)	2,011	2,246	2,485
	利用者数 (人)	10	14	16
	1人あたり時間(時間)	201.1	160.4	155.3

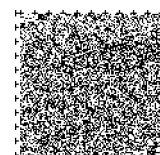




② 日中活動系サービス

■ 月平均日中活動系サービスの実績値

項目		年度	利用者数(人)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	療養介護		1	2	2
	生活介護		63	78	97
	自立訓練(機能訓練)		1	2	5
	自立訓練(生活訓練)		1	2	1
	就労移行支援		1	1	4
	就労継続支援(A型)		0	0	0
	就労継続支援(B型)		7	19	30
	旧法施設支援		5	5	5
知的障がいのある人	療養介護		0	0	0
	生活介護		42	80	137
	自立訓練(機能訓練)		1	0	0
	自立訓練(生活訓練)		6	3	6
	就労移行支援		6	32	42
	就労継続支援(A型)		1	2	2
	就労継続支援(B型)		20	71	106
	旧法施設支援		182	168	61
精神障がいのある人	療養介護		0	0	0
	生活介護		1	2	3
	自立訓練(生活訓練)		1	0	1
	就労移行支援		-	-	0
	就労継続支援(A型)		-	-	0
	就労継続支援(B型)		0	9	14
	旧法施設支援		0	0	0
合 計	療養介護		1	2	2
	生活介護		106	160	237
	自立訓練(機能・生活訓練)		10	7	13
	就労移行支援		7	33	46
	就労継続支援(A型)		1	2	2
	就労継続支援(B型)		28	99	150
	旧法施設支援		187	173	66



■ 月平均日中活動系サービスの実績値

項目		年度	利用日数(人日)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	療養介護		27	47	58
	生活介護		859	1,164	1,496
	自立訓練(機能訓練)		16	32	100
	自立訓練(生活訓練)		19	24	9
	就労移行支援		14	21	82
	就労継続支援(A型)		0	0	0
	就労継続支援(B型)		100	311	470
	旧法施設支援		73	76	76
知的障がいのある人	生活介護		720	1,347	2,452
	自立訓練(機能訓練)		10	7	0
	自立訓練(生活訓練)		111	48	91
	就労移行支援		120	584	804
	就労継続支援(A型)		22	31	42
	就労継続支援(B型)		364	1,275	1,938
	旧法施設支援		3,182	2,943	1,107
精神障がいのある人	生活介護		7	11	23
	自立訓練(生活訓練)		2	1	7
	就労移行支援		0	0	7
	就労継続支援(A型)		0	0	0
	就労継続支援(B型)		0	90	164
	旧法施設支援		0	0	0
合計	療養介護		27	47	58
	生活介護		1,586	2,522	3,971
	自立訓練(機能・生活訓練)		158	112	207
	就労移行支援		134	605	893
	就労継続支援(A型)		22	31	42
	就労継続支援(B型)		464	1,676	2,572
	旧法施設支援		3,255	3,019	1,183

③ 児童デイサービス

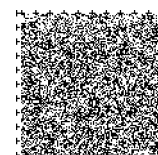
■月平均利用量の実績値

項目 \ 年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数	(日)	366	376	339
利用者数	(人)	31	31	21
1人あたり日数	(日)	11.8	12.1	16.1

④ 短期入所

■月平均利用量の実績値

項目 \ 年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	利用日数 (日)	141	145	147
	利用者数 (人)	38	37	34
知的障がいのある人	利用日数 (日)	192	139	160
	利用者数 (人)	32	31	32
精神障がいのある人	利用日数 (日)	2	3	9
	利用者数 (人)	1	1	1
障がいの ある児童	利用日数 (日)	14	17	7
	利用者数 (人)	5	4	2
合 計	利用日数 (日)	349	304	323
	利用者数 (人)	76	73	69



⑤ 居住系サービス

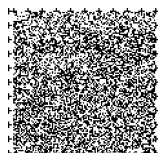
■居住系サービスの実績値

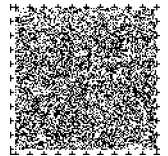
項目		年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人	共同生活援助(グループホーム) (人)		2	2	3
	共同生活介護(ケアホーム) (人)				
	施設入所支援 (人)		7	18	29
	旧法施設入所 (人)		17	7	1
知的障がいのある人	共同生活援助(グループホーム) (人)		50	53	61
	共同生活介護(ケアホーム) (人)				
	施設入所支援 (人)		10	10	38
	旧法施設入所 (人)		68	68	16
精神障がいのある人	共同生活援助(グループホーム) (人)		11	12	14
	共同生活介護(ケアホーム) (人)				
	施設入所支援 (人)		0	0	0
	旧法施設入所 (人)		0	0	0
合 計	共同生活援助(グループホーム) (人)		63	67	78
	共同生活介護(ケアホーム) (人)				
	施設入所支援 (人)		17	28	67
	旧法施設入所 (人)		85	75	17

⑥ 相談支援（サービス利用計画作成）

■月平均利用人数の実績値

項目		年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人 (人分)			1	2	2
知的障がいのある人 (人分)			1	1	1
精神障がいのある人 (人分)			0	0	0
合 計 (人分)			2	3	3





(2) 地域生活支援事業

① 障がい者相談支援事業

■障がい者相談支援事業の実績値

項目 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障がい者相談支援事業（か所）	3	3	3

■月平均利用人数の実績値

項目 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がいのある人（人分）	21	20	22
知的障がいのある人（人分）	20	17	21
精神障がいのある人（人分）	9	16	18
合 計（人分）	50	53	61

② コミュニケーション支援

■手話通訳者派遣事業の実績値（年間）

項目 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者派遣人数（人日）	26(8)	22(4)	30(12)

注)実績は延利用者数 ()内は要約筆記通訳者派遣事業分

■手話通訳者派遣事業の実績値（年間）

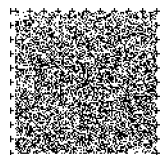
項目 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用者数（人）	403(1)	480(2)	510(4)
利用時間（時間）	1,472(50)	1,071(20)	1,204(90)
1人あたり1回利用時間（時間）	3.53	2.19	2.80

注) ()内は要約筆記通訳者派遣事業分

③ 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の年間実績値

項目 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具（件）	9	18	29
自立生活支援用具（件）	76	69	105
在宅療養等支援用具（件）	49	22	45
情報・意思疎通支援用具（件）	22	47	63
排泄管理支援用具（件）	897	980	1,130
住宅改修費（件）	7	5	9



④ 移動支援事業

■移動支援事業の年間実績値

項目		年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
				個人	グループ	個人	グループ	個人	グループ
身体障がいのある人	利用時間 (時間)			49,748	200	54,029	8	56,530	23
	利用者数 (人)			154	4	209	3	292	3
	1人あたり利用時間(時間)			323.0	50.0	258.5	2.7	193.6	7.7
知的障がいのある人	利用時間 (時間)			24,636	186	26,986	1,587	32,736	819
	利用者数 (人)			52	52	123	51	228	39
	1人あたり利用時間(時間)			473.8	3.6	219.4	31.1	143.6	21.0
精神障がいのある人	利用時間 (時間)			1,654	—	2354	—	2458	—
	利用者数 (人)			12	—	19	—	26	—
	1人あたり利用時間(時間)			137.8	—	123.9	—	94.5	—
障がいのある児童	利用時間 (時間)			7,660	100	8,079	85	8,230	21
	利用者数 (人)			35	11	48	9	67	3
	1人あたり利用時間(時間)			218.9	9.1	168.3	9.4	122.8	7.0
合 計	利用時間 (時間)			83,698	486	90,748	1680	99,150	863
	利用者数 (人)			253	67	399	63	613	45
	1人あたり利用時間(時間)			330.8	7.3	231.5	26.7	165.5	19.2

⑤ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の実績値

項目		年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎的事業	設置か所数（か所）		1	1	1
	利用者数（人）		78	80	83
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数（か所）	1	1	1
		利用者数（人）	78	80	83
	地域活動支援センターⅡ型	設置か所数（か所）	0	0	0
		利用者数（人）	0	0	0
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数（か所）	0	0	0
		利用者数（人）	0	0	0

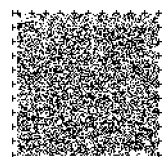
⑥ 日中一時支援事業

■障がい児タイムケアの年間実績値

項目		年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障がい児タイムケア	利用者数（人）		90	103	96
	利用時間（時間）		10,613	10,852	11,527

■日帰り短期入所の年間実績値

項目		年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日 帰 り短期入所	利用者数（人）		12	8	10
	利用時間（時間）		863	482	280



3 入所施設調査結果

(1) 調査概略

	内容
調査対象者	和泉市民が利用する入所施設(平成23年12月現在)
配布数	34か所
調査方法	郵送配布・郵送回収
有効回答数	26か所
有効回答率	76.5%
実施期間	平成23年12月14日～平成23年12月26日

(2) 調査結果

①入所施設に入所されている和泉市の方の3年後希望する生活について

入所施設に入所されている和泉市の方の3年後希望する生活をみると、「今の施設に入所」が67.2%と最も多いものの、『地域で生活(「家族と自宅生活」「一人暮らし」「グループホーム」「ケアホーム」の合計)』については11.0%と約1割となっています。

■3年後希望する生活の場

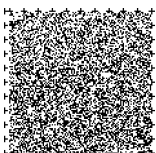
	入所施設入所者(和泉市)合計								
	家族と自宅生活	一人暮らし	グループホーム	ケアホーム	他の施設に入所	今の施設に入所	病院	不明	
人数	4	0	0	3	0	43	2	12	64
割合	6.3%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	67.2%	3.1%	18.8%	-

②和泉市利用者のうち、地域生活への移行が見込めるものの人数について

入所施設に入所されている、和泉市利用者のうち、地域生活への移行が見込めるものの人数をみると、合計で16人となっており、その内訳をみると「ケアホーム」が50.0%と最も多くなっています。一方、「家族と自宅生活」が37.4%となっており、居住系サービスを利用することなく、地域生活への移行が見込めるとなっています。

■地域生活への移行が見込める人数

	地域生活への移行が見込める人数の合計					
	家族と自宅生活	一人暮らし	グループホーム	ケアホーム	不明	
人数	6	0	1	8	1	16
割合	37.4%	0.0%	6.3%	50.0%	6.3%	-



③和泉市利用者のうち、実際に地域生活への移行が行われた人数について

入所施設に入所されている、和泉市利用者のうち、実際に地域生活への移行が行われた人数をみると、合計で4人となっており、その内訳をみると「家族と自宅生活」が50.0%、「グループホーム」が25.0%となっています。

■地域生活への移行が行われた人数

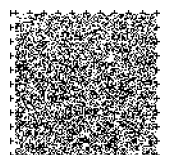
	実際に地域生活への移行が行われた人数の合計					
	家族と自宅生活	一人暮らし	グループホーム	ケアホーム	不明	
人数	2	0	1	0	1	4
割合	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	-

④地域移行を進めていく上での課題（記述回答）

地域移行を進めていく上での課題をみると、「家族の理解を得ることが難しい」が9件と多くなっていますが、「本人の同意を得ることが難しい」や「地域生活を行っていく上での利用者にあったグループホーム、ケアホーム等の居住の場の確保」が挙げられています。

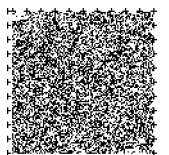
■地域移行を進めていく上での課題（記述回答）

主な意見	件数
家族の理解を得ることが難しい	9
地域生活を行っていく上での利用者にあったグループホーム、ケアホーム等の居住の場の確保	6
本人の理解を得ることが難しい	3
家族の高齢化	2
地域生活する上での支援体制の強化（家族支援体制の充実等）	2



第3章

計画の基本的な考え方



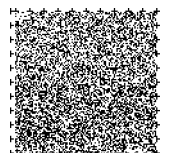
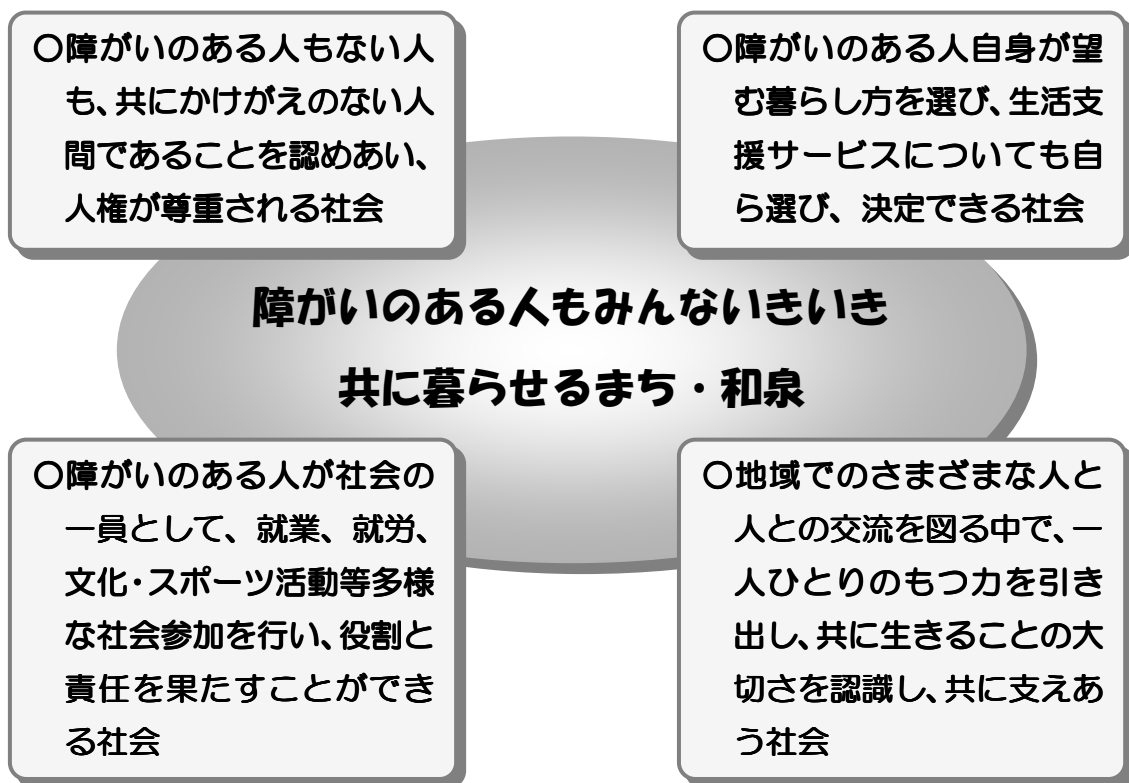
1 基本理念

平成18年3月策定の「和泉市第2次障害者計画」においては、「ノーマライゼーションの考え方に基づく社会」づくりを基本に、下の図のような社会をめざしています。

第1期計画及び第2期計画において、基本的に「和泉市第2次障害者計画」の理念を踏まえ、地域で暮らすさまざまな人とのふれあい、支えあい、智恵の出しあいにより、障がいのある人の自立と社会参加を促進し、いきいきと暮らせるように、「自己選択・自己決定の尊重」「サービスの充実」をめざしました。

この計画においても、これまでの計画の着実な推進と、国の障がい者施策全般の見直しの動向も見据えたものとし、これまでの基本理念等を踏襲します。

■「和泉市第2次障害者計画」のめざす社会



2 基本視点

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、その支援策として諸サービスの基盤整備及び提供に取り組む際の基本視点として、次のことを重視します。

① 人権の尊重

障がいのある人が、障がいの種別や年齢、国籍等にかかわらず、その人らしく自立した生活が送られるよう、市民に対する障がいについての理解を深めるための啓発の充実を図ります。

また、家庭や地域、施設等で、障がいのある人の人権が損なわれることのないよう、虐待防止や身体拘束等の防止を進めます。

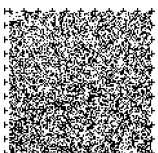
② 障がいのある個々の人へのきめ細かな対応

施設に入所している人や精神障がいのある入院患者がスムーズに地域に移行できるよう、また、障がいのある児童が生涯にわたって、そのライフステージに応じた適切な支援やサービスが受けられるよう、相談や情報の提供とともに、ケアプランの作成等、きめ細かな対応を図ります。

③ 地域全体でサービスや支援の充実を実現

障がいの種別にかかわらず、必要なサービスや支援を選択して利用でき、自立した生活を送ることができるように、大阪府をはじめ事業者等との連携のもとに、サービスの充実や人材の確保を図ります。

また、雇用の確保や社会参加の機会の充実、制度では対応できないようなちょっとした身近な支援等、サービス提供事業者や医療機関、雇用者、NPO、ボランティア等が連携し、地域でのさまざまな取り組みを促進します。



3 地域生活移行と就労支援の目標

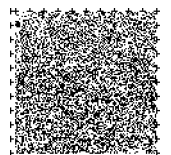
① 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数の設定にあたっては、平成17年現在の施設入所者数（91人）のうち、平成22年度までの削減実績の19人に、府から示された府立施設及び民間施設の削減数の目標値の9人を加えた、28人を削減見込みとして、平成26年度の施設入所予定者数を63人として目標値を設定します。

地域移行者の設定にあたっては、平成22年までに地域移行を行った14人に、大阪府が調査を行った「地域移行に向けた支援内容が個別支援計画に書かれている施設入所者」（平成23年6月1日現在）の25人を加えた、39人を地域移行の対象とします。

■施設入所者の地域生活への移行の目標

項 目	数値目標	備 考
現在の入所者数 (A)	91	平成17年10月1日現在
目標年度の入所者数 (B)	63	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み (A-B)	28 30.8%	
【目標値】地域生活への移行数	39 42.9%	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人の数

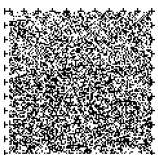


② 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

第3期計画では、国の基本指針において、精神科病院からの退院、地域移行のさらなる促進に関する要素をより具体化、精緻化した着眼点として、「1年未満入院者の平均退院率」及び「5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数」が示されています。

これを受け、精神障がい者の1年未満入院者の平均退院率について、大阪府の平成26年度における数値目標は、平成20年調査比から7%増の77.8%を設定しています。また、5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数について、大阪府の平成26年度における数値目標は、直近の状況より20%増の490人を設定しています。

本市では、上記の大阪府の数値目標を踏まえながら、①相談支援（地域移行支援・地域定着支援）・就労支援等の施設の強化やサービスの充実を通じ、地域で安心して暮らせる社会資源を整備すること、②普及啓発等の活動を通じて精神障がい者に対する市民への理解を深めることに努めていきます。



③ 福祉施設から一般就労への移行

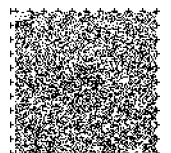
一般就労へ移行する人とは、一般に企業等に就職した人（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった人を除く）、在宅就労した人、自ら起業した人をいいます。

福祉施設から一般就労に移行した人については、第2期計画では、国及び大阪府の指針により現状の4倍以上とすることとし、本市においてもこの考え方に基づき、平成23年度には6人と見込みましたが、平成22年度実績で20人と計画値を上回っています。第3期計画については、これまでの実績を踏まえ、平成26年度の年間の一般就労移行者を12人と設定します。

しかしながら、就労移行支援事業及び就労継続支援A型の利用者数は、国や府の指針のそれぞれ現施設利用者の2割以上、就労継続支援事業の利用者の3割という目標設定については、就労移行支援やA型に移行した、あるいは移行予定の事業所が少ない中で、現実的な数値を設定しました。

■福祉施設から一般就労に移行する人数の目標

項 目	数値目標	備 考
現在の年間一般就労移行者数	1人	平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	20人	平成26年度に訓練等給付事業所から一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度までの就労移行支援事業利用者	60人	国の指針では、現施設利用者の2割以上が就労移行支援事業利用
【目標値】目標年度の就労継続支援A型利用者	16人	国の指針では、就労継続支援事業利用者の3割がA型(雇用契約締結)利用



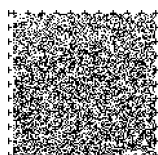
④ 就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額のアップ

国の基本指針において、就労継続支援（Ｂ型）の利用者数及び見込み量の設定にあたっては、平均の工賃額についても目標水準の設定が望ましいとされています。

本市では、大阪府の数値目標に基づき、平成22年実績額に3,000円を上乗せすることをめざします。

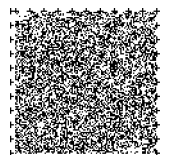
■就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の目標

項 目	数値目標	備 考
工賃の平均額 (A)	8,098円	平成 22 年度の工賃の平均額
目標値(目標年度の工賃の平均額) (B)	11,098円	平成 26 年度の工賃の平均額(目標値)
増加額 (A)-(B)=(C)	3,000円	



第4章

事業の展開



1 障がい福祉サービスの見込みと確保策

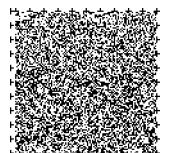
(1) 訪問系サービスの見込みと確保策

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、介護給付として「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障がい者等包括支援」の5つのサービスがありますが、第2期では「重度障がい者等包括支援」の利用がありませんでした。

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
訪問系サービス	介護給付	居宅介護
		重度訪問介護
		行動援護
		同行援護
		重度障がい者等包括支援



① 訪問系サービスの見込量

【見込量算出の考え方】

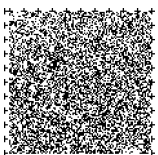
1：身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童それぞれについて、平成21・22年度及び平成23年4月～10月分の各サービスの実績を基に、「1人あたり月平均利用時間」、利用者数及び利用量の伸び率を算出します。



2：平成23年4月～10月分の各サービスの実績から月平均利用者数を算出し、その利用者数に以下の新規利用者の数を加え、各年度の利用者数を見込みます。
【新規利用者数：府立入所施設からの地域移行者、民間入所施設からの地域移行者、新規手帳所持者の推計による利用者、過去の利用実績の伸び率】



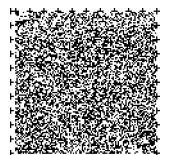
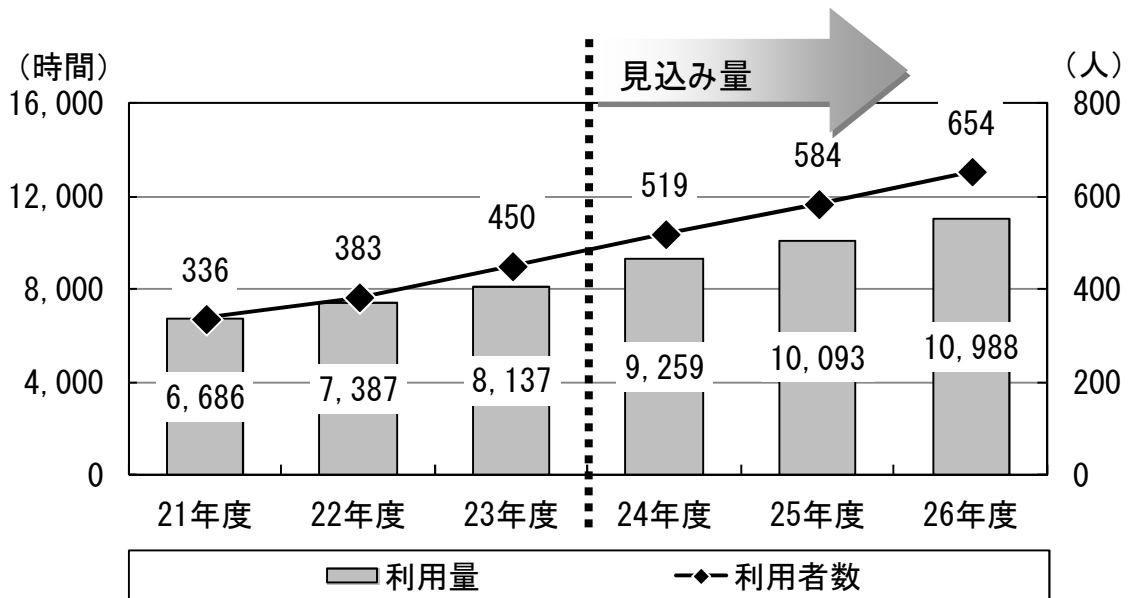
3：利用見込者数に設定した「1人あたり月平均利用時間」を乗じて、平成23年度以降の1か月あたりの利用時間を見込みます。また、精神障がいのある人について、地域移行に伴う利用を加味しています。



■訪問系サービス・居宅介護の月平均見込量

項目		年度	実績見込み	見込量		
			平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
の身体 ある障がい 人	利用時間数 (時間)		6,982	7,700	8,300	8,950
	利用者数 (人)		284	308	332	358
	1人あたり時間 (時間)		25	25	25	25
の知的 ある障がい 人	利用時間数 (時間)		507	616	693	759
	利用者数 (人)		103	132	162	194
	1人あたり時間 (時間)		5	5	4	4
の精神 ある障がい 人	利用時間数 (時間)		384	649	792	957
	利用者数 (人)		44	59	72	87
	1人あたり時間 (時間)		9	11	11	11
あ障 るが い 児 童	利用時間数 (時間)		264	294	308	322
	利用者数 (人)		19	20	18	15
	1人あたり時間 (時間)		14	15	17	21
合 計	利用時間数 (時間)		8,137	9,259	10,093	10,988
	利用者数 (人)		450	519	584	654

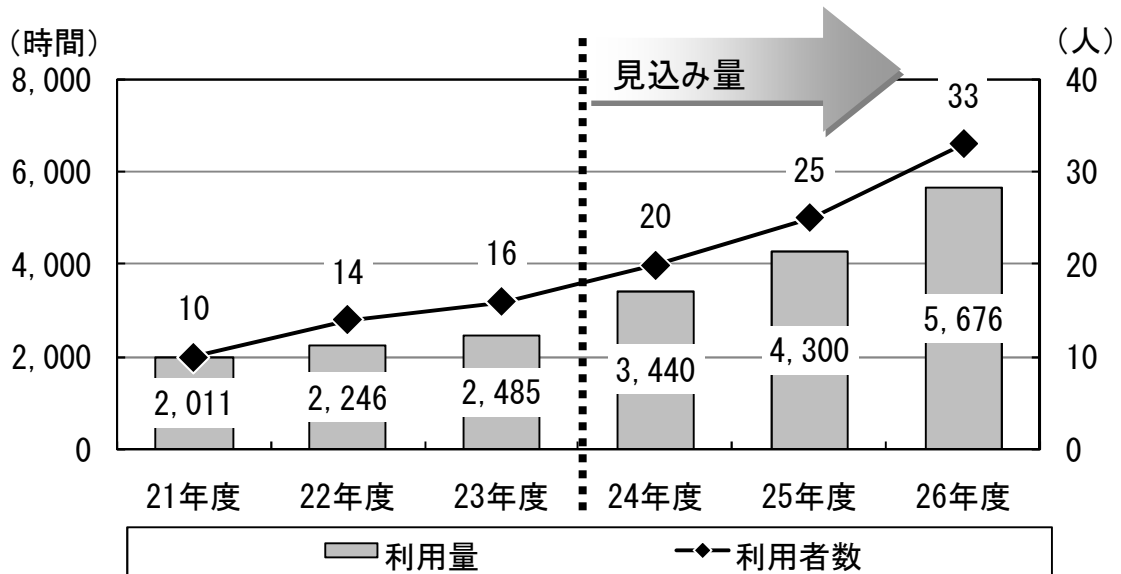
注) 平成23年度実績見込みは4月～10月の平均



■訪問系サービス・重度訪問介護の月平均見込量

項目 \ 年度		実績見込み	見込量		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	利用時間数 (時間)	2,485	3,440	4,300	5,676
	利用者数 (人)	16	20	25	33
	1人あたり時間 (時間)	155	172	172	172

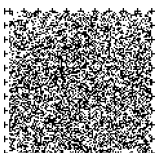
注) 平成23年度実績見込みは4月～10月の平均



■訪問系サービス・同行援護の月平均見込量

項目 \ 年度		実績見込み	見込量		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	利用時間数 (時間)	1,001	1,027	1,053	1,092
	利用者数 (人)	77	79	81	84
	1人あたり時間 (時間)	13	13	13	13

注) 平成23年度の実績見込みは、同行援護に移行する見込みのある「移動支援事業」の9月までの利用者実績に基に算出。

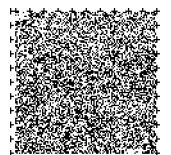


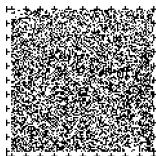
② 訪問系サービスの確保策

平成23年12月現在、本市における訪問系サービス事業所の大阪府の指定状況は、居宅介護が45事業所、重度訪問介護が44事業所、同行援護が18事業所となっています。

今後、精神障がいのある人や重度障がいのある人に対するサービス実施主体の確保充実を図るため、大阪府、社会福祉協議会、事業者等と連携を図り、これらの事業所の職員等に対して、講座・講習等受講勧奨、情報提供等を行い、人材の確保やより質の高いサービス提供に努めます。

また、障がいのある人やその家族の介護負担等の軽減を図られるよう、介護職員によるたんの吸引等を市内の事業所が提供できるように事業所支援をしていきます。



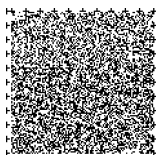


(2) 日中活動系サービスの見込みと確保策

施設やグループホーム等に入所・居住している人も、日中は入所している施設やその他の場所で、訓練や就労支援等、希望するサービスを受けます。

■ 日中活動系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
日中活動系サービス	介護給付	生活介護 常に介護が必要な人に、主として昼間、事業所等で、 ① 入浴、排泄、食事等の介助、日常生活上の支援 ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供 ③ ①や②を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を行います。
		療養介護 医療が必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
		短期入所 介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設に短期間入所させ、入浴、排泄、食事の介助等を行います。
	訓練等給付	自立訓練 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。自立訓練には、これまでの身体障がい者更生施設の日中活動部分が該当する機能訓練と、これまでの知的障がい者更生施設や精神障がい者生活訓練施設の日中活動部分が該当する生活訓練の2種があります。生活訓練利用後の日中活動としては、就労継続支援（B型）への移行を、居住系サービスとしては、グループホーム・ケアホーム等への移行を想定しています。
		就労移行支援 一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。就労移行支援利用後の日中活動としては、一般就労や就労継続支援（A型もしくはB型）への移行、居住系サービスとしては、グループホーム・ケアホーム等への移行を想定しています。
		就労継続支援 一般企業等への就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。就労継続支援には、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行うA型と、雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行うB型の2種があります。



① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の見込量

【見込量算出の考え方】

【現在の利用者】

（ア）現在の新体系サービス利用者

→平成21年度から平成23年度（実績見込み）の3ヵ年の各サービスの「一人当たり月平均利用日数」を算出するなど、サービスの利用状況を分析

【新規利用者】

（イ）府立入所施設からの地域移行者

（ウ）民間入所施設からの地域移行者

（エ）現在旧法の入所施設利用者のうち、新体系サービスへ移行した障がい者支援施設の利用者

（オ）現在旧法通所施設の利用者

（カ）支援学校からの新規卒業者

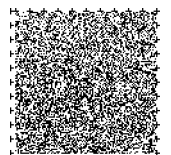
（キ）新規手帳所持者の推計による利用者

＜年度ごとの見込量算出の考え方＞

（ア）に（イ）から（キ）に掲げるそれぞれの新規利用者を、各サービスの利用見込者数に加え、「一人当たり月平均利用見込日数」を乗じて見込量を算出

平成26年度の目標（施設入所者の地域移行4割以上等）を視野に入れ、見込量を算出

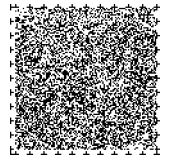
（現在の利用者＋今後の利用見込実人数）×（一人当たり月平均利用見込日数）
により積算



■日中活動系サービスの月平均見込量（利用者数）

項目		年度	実績見込み	見込量		
			平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がいのある人	生活介護	(人)	97	124	128	132
	自立訓練(機能訓練)	(人)	5	5	5	5
	自立訓練(生活訓練)	(人)	1	1	1	1
	就労移行支援	(人)	4	5	5	6
	就労継続支援(A型)	(人)	0	1	2	3
	就労継続支援(B型)	(人)	30	55	57	59
知的障がいのある人	生活介護	(人)	137	157	165	173
	自立訓練(生活訓練)	(人)	6	7	8	9
	就労移行支援	(人)	42	45	48	51
	就労継続支援(A型)	(人)	2	5	7	10
	就労継続支援(B型)	(人)	106	114	121	129
精神障がいのある人	生活介護	(人)	3	4	4	4
	自立訓練(生活訓練)	(人)	1	1	1	1
	就労移行支援	(人)	0	1	2	3
	就労継続支援(A型)	(人)	0	1	2	3
	就労継続支援(B型)	(人)	14	80	81	82
合 計	生活介護	(人)	237	285	297	309
	自立訓練(機能・生活訓練)(人)		13	14	15	16
	就労移行支援	(人)	46	51	55	60
	就労継続支援(A型)	(人)	2	7	11	16
	就労継続支援(B型)	(人)	150	249	259	270

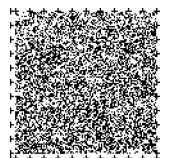
注) 平成23年度実績見込みは4月～10月の平均



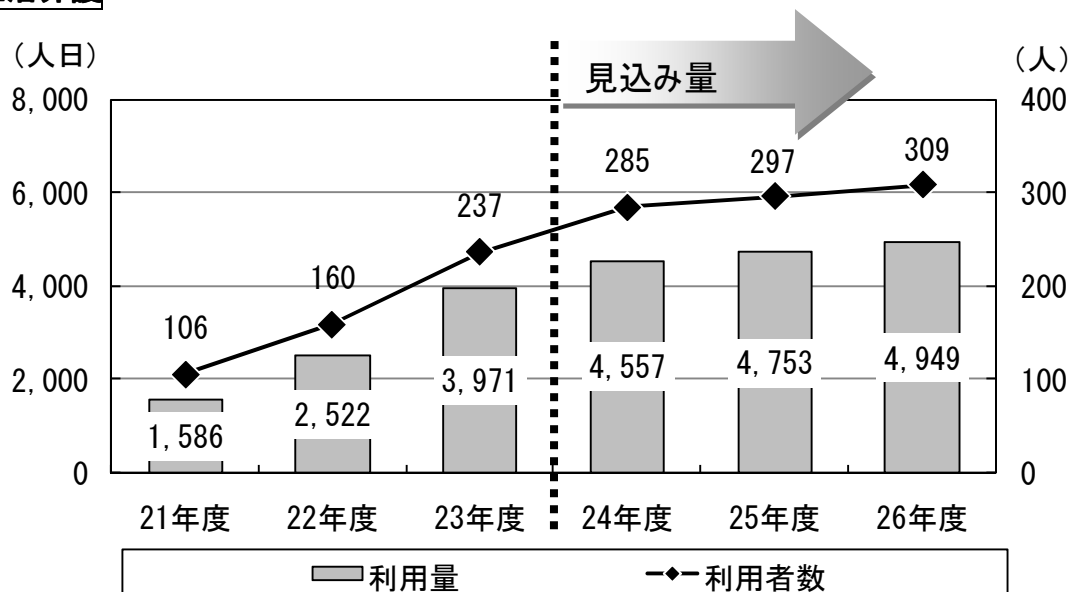
■日中活動系サービスの月平均見込量（利用日数）

項目		年度	実績見込み	見込量		
			平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がいのある人	生活介護	(日)	1,496	1,860	1,920	1,980
	自立訓練(機能訓練)	(日)	100	95	95	95
	自立訓練(生活訓練)	(日)	9	14	14	14
	就労移行支援	(日)	82	100	100	120
	就労継続支援(A型)	(日)	0	15	30	45
	就労継続支援(B型)	(日)	470	880	912	944
知的障がいのある人	生活介護	(日)	2,452	2,669	2,805	2,941
	自立訓練(生活訓練)	(日)	91	112	128	144
	就労移行支援	(日)	804	855	912	969
	就労継続支援(A型)	(日)	42	145	161	230
	就労継続支援(B型)	(日)	1,938	2,052	2,178	2,322
精神障がいのある人	生活介護	(日)	23	28	28	28
	自立訓練(生活訓練)	(日)	7	4	4	4
	就労移行支援	(日)	7	23	39	55
	就労継続支援(A型)	(日)	0	15	30	45
	就労継続支援(B型)	(日)	164	962	974	986
合 計	生活介護	(日)	3,971	4,557	4,753	4,949
	自立訓練(機能・生活訓練)	(日)	207	225	241	257
	就労移行支援	(日)	893	978	1,051	1,144
	就労継続支援(A型)	(日)	42	175	221	320
	就労継続支援(B型)	(日)	2,572	3,894	4,064	4,252

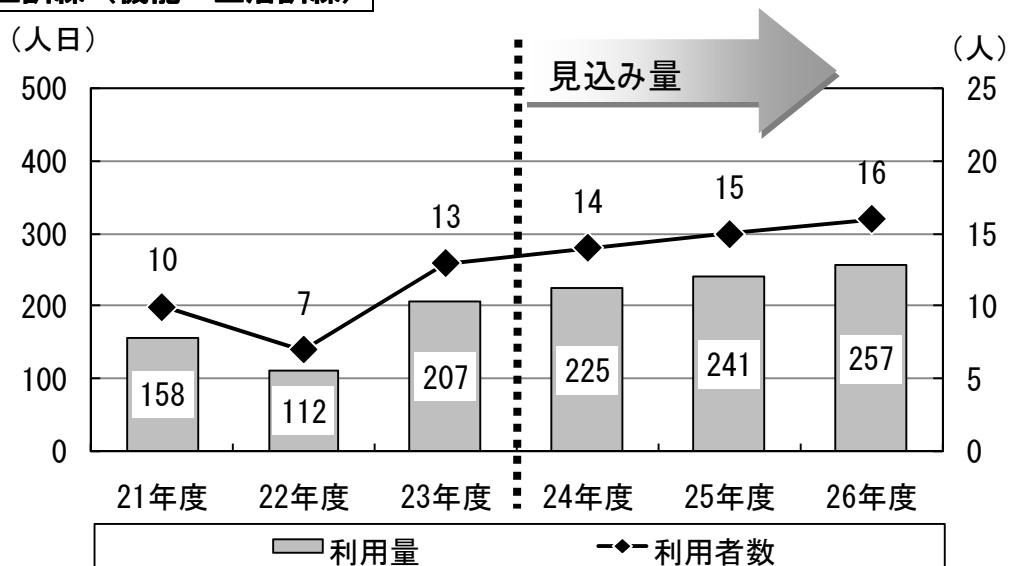
注) 平成23年度実績見込みは4月～10月の平均



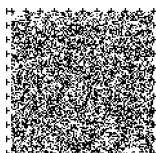
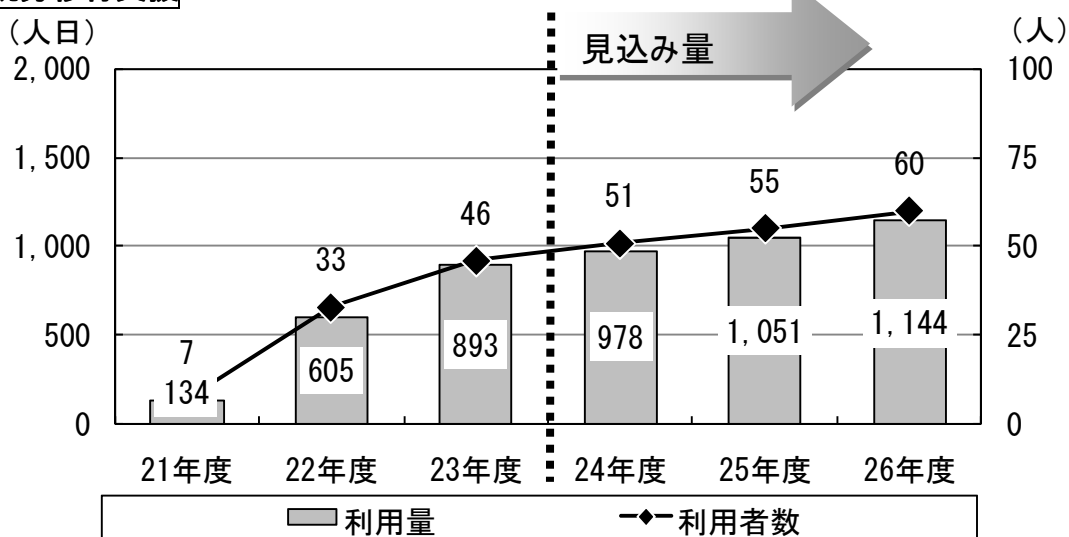
生活介護



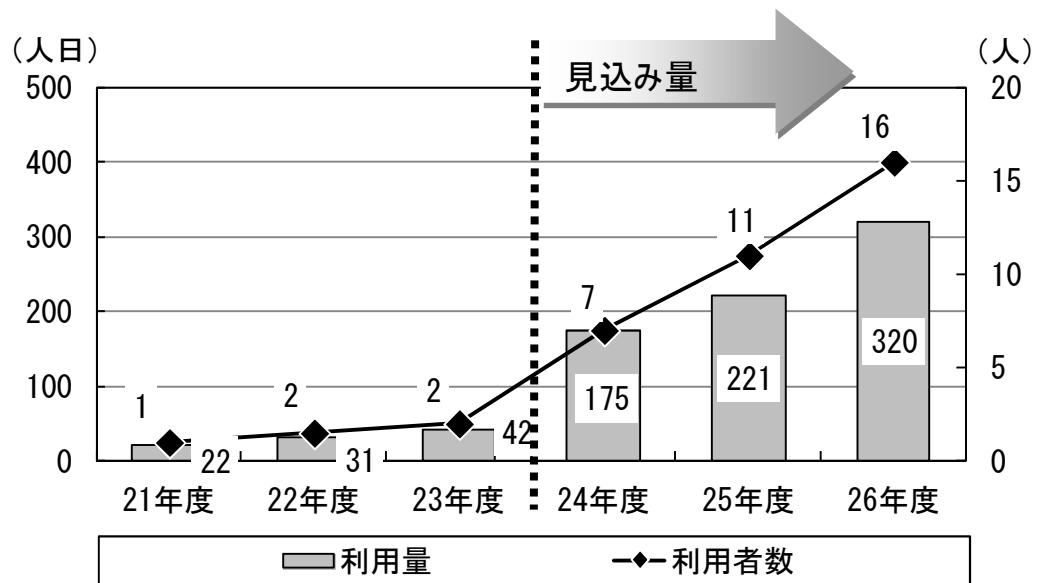
自立訓練（機能・生活訓練）



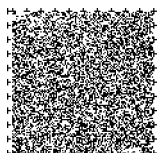
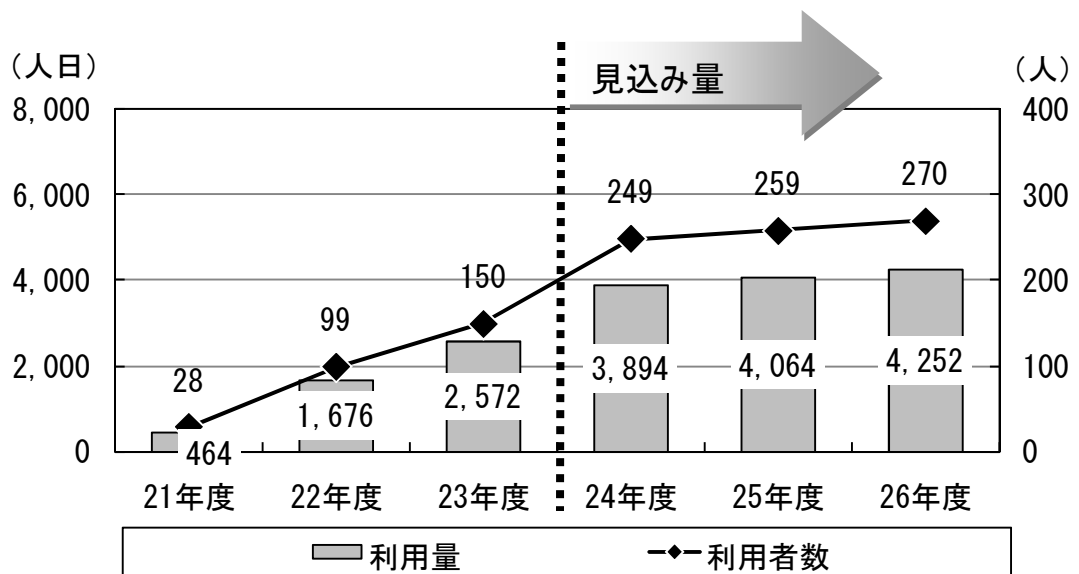
就労移行支援



就労継続支援(A型)



就労継続支援(B型)



② 療養介護の見込量

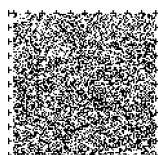
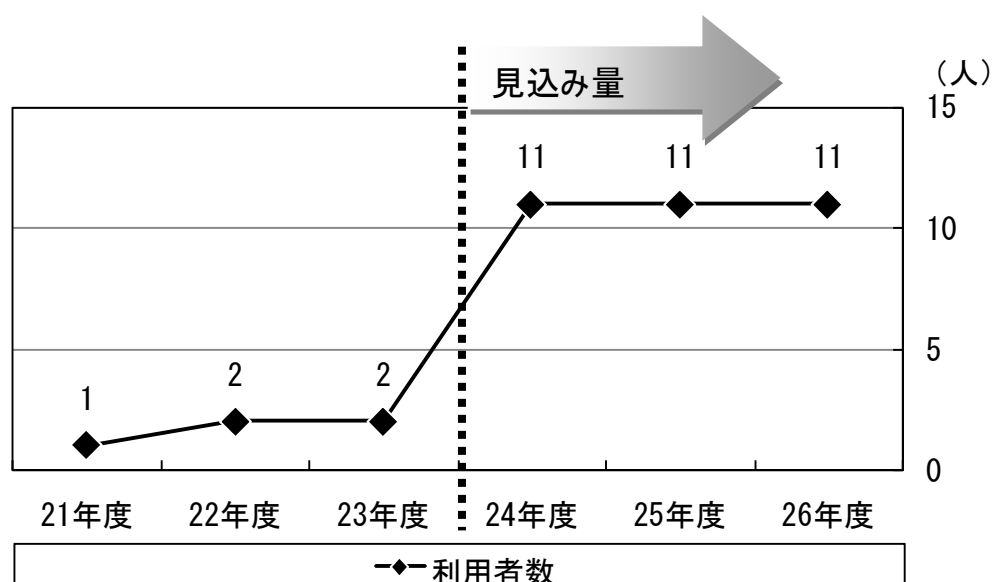
【見込量算出の考え方】

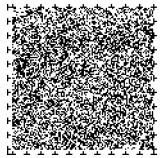
本市では、平成23年度の療養介護の利用者数が2人となっています。重症心身障がい児施設に入所している18歳以上の人が平成24年度から療養介護の対象者となることから、その対象となる利用者の9人を、これまでの実績の2人に加え、利用者を算定しています。

■療養介護の月平均見込量（利用者数）

年度 項目		実績見込み	見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がいのある人	療養介護(人)	2	11	11	11

注)平成23年度実績見込みは4月～10月の平均





③ 短期入所の見込量

【見込量算出の考え方】

1：身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童それぞれについて、平成21・22年度及び平成23年4月～10月分の各サービスの実績を基に、「1人あたり月平均利用時間」、利用者数及び利用量の伸び率を算出します。



2：平成23年4月～10月分の各サービスの実績から月平均利用者数を算出し、その利用者数に以下の新規利用者の数を加え、各年度の利用者数を見込みます。
【新規利用者数：新規手帳所持者の推計による利用者、過去の利用実績の伸び率】

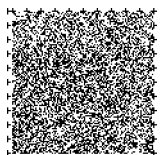


3：利用見込者数に設定した1人あたり月平均利用日数を乗じて、平成23年度以降の1か月あたりの利用日数を見込みます。

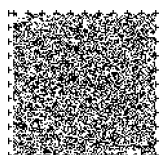
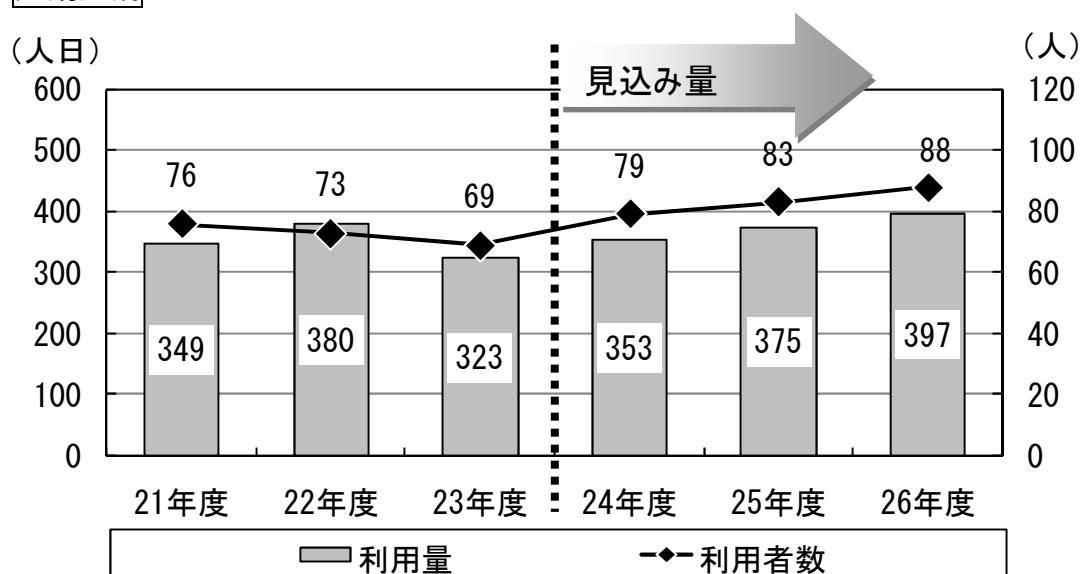
■短期入所の月平均見込量

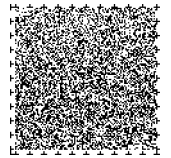
年度 項目		実績見込み	見込量			
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
身体障がい のある人	利用日数 (日)	147	148	156	164	
	利用者数 (人)	34	37	39	41	
	1人あたり日数 (日)	4	4	4	4	
知的障がい のある人	利用日数 (日)	160	180	190	200	
	利用者数 (人)	32	36	38	40	
	1人あたり日数 (日)	5	5	5	5	
精神障がい のある人	利用日数 (日)	9	9	9	9	
	利用者数 (人)	1	1	1	1	
	1人あたり日数 (日)	9	9	9	9	
障がい のある児童	利用日数 (日)	7	16	20	24	
	利用者数 (人)	2	5	5	6	
	1人あたり日数 (日)	4	3	4	4	
合 計	利用日数 (日)	323	353	375	397	
	利用者数 (人)	69	79	83	88	

注) 平成23年度実績見込みは4月～10月の平均



短期入所





④ 日中活動系サービスの確保策

本市における日中活動系サービスの指定状況は、平成23年12月現在、生活介護が13事業所、短期入所は6事業所となっています。

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、また、家族等の介護負担の軽減を図るために、市内外の社会福祉法人やNPO法人、障がい者団体等と連携しながら、これまでの入所や通所施設における日中活動系サービスの提供の充実に努めます。特に、日中活動系のサービスの一部は、利用期限が定められているものもあり、切れ目なく他のサービスが利用できるような体制の構築を進めます。

また、就労に関しては、大阪府、泉大津公共職業安定所、泉州北障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業等、就労関係団体や機関との連携を強化します。

また、就労移行支援の利用者の働く場の確保・充実に努めるため、行政等における障がい者雇用率の遵守と障がい者の計画的な雇用に努めています。

泉州北障害者就業・生活支援センター

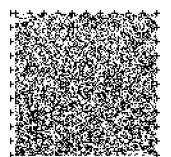
○障がい保健福祉圏域3市1町（和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町）に在住で、障がいのある人の「働くこと」を支援し、職業生活を「就業面」と「生活面」から一体的にサポートする機関です。

○登録者総数191人のうち、和泉市は101人

○平成22年度の就職者数の19人のうち、和泉市は9人（清掃業、飲食業、洗車業等）

■障がいのある人の市役所（市長部局）の雇用状況

項目 \ 年次	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
職員数 (人)	953	922	896	959	963	970	996
除外職員を除く職員数 (人)	652	626	600	652	654	664	805
雇用障がい者数 (人)	17	18	18	21	22	22	26
雇用率 (%)	2.61	2.88	3.00	3.22	3.36	3.31	3.23



(3) 居住系サービスの見込みと確保策

■ 居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援
		共同生活介護（ケアホーム）
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）

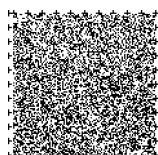
① 居住系サービスの見込量

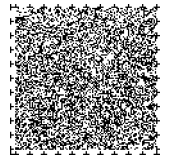
【見込量算出の考え方】

1：入所施設の利用は、平成23年10月現在の施設利用者を基に、大阪府の調査結果から、地域移行者を見込んでいます（第3章の3「① 施設入所者の地域生活移行」参照）。



2：グループホーム及びケアホームについては、平成23年10月の利用実績及び大阪府の事業者意向調査や精神障がいのある人の地域移行を踏まえて見込んでいます。





■居住系サービスの見込量

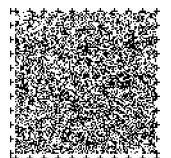
項目		年度	実績 見込み	見込量			
			平 成 23年度	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度	
身体障がいのある人	共同生活援助(グループホーム) (人)	0	1	1	1		
	共同生活介護(ケアホーム) (人)	3	4	5	6		
	施設入所支援 (人)	29	29	28	24		
知的障がいのある人	共同生活援助(グループホーム) (人)	9	10	10	10		
	共同生活介護(ケアホーム) (人)	52	55	58	61		
	施設入所支援 (人)	38	49	46	39		
精神障がいのある人	共同生活援助(グループホーム) (人)	4	4	5	6		
	共同生活介護(ケアホーム) (人)	10	12	14	16		
	施設入所支援 (人)	0	0	0	0		
合 計	共同生活援助(グループホーム) (人)	13	15	16	17		
	共同生活介護(ケアホーム) (人)	65	71	77	83		
	施設入所支援 (人)	67	80	74	63		

注) 平成23年度実績見込みは4月～10月の平均

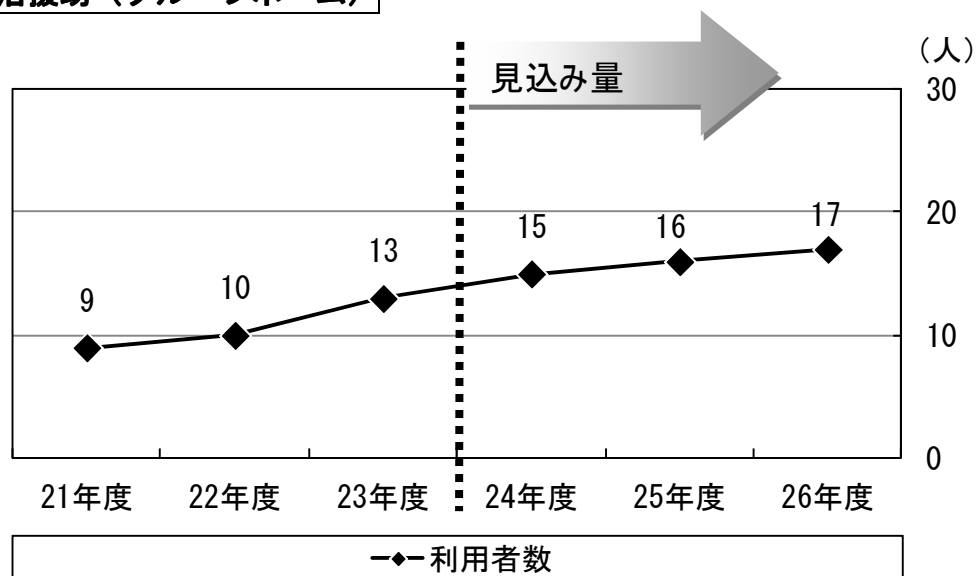
② 居住系サービスの確保策

本市における居住系サービスの指定状況は、平成23年12月現在、グループホームが4事業所、グループホーム・ケアホーム一体型が45事業所、施設入所支援が3施設となっています。

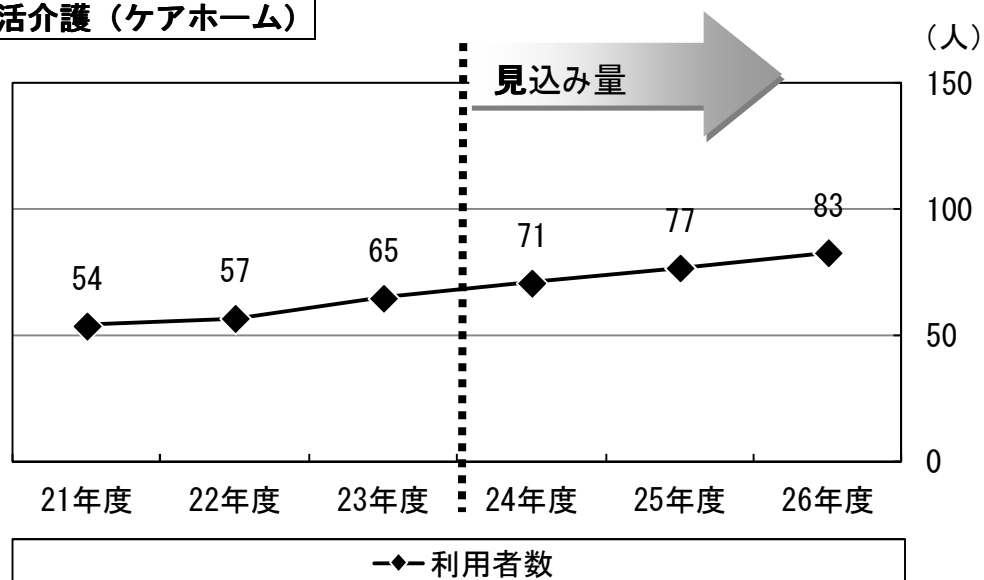
利用者の意向を尊重しながら、地域生活の質の向上を図り、さまざまな生活スタイルを選択できるように既存のサービスの適切な実施と、新体系サービスへの円滑な移行、需要に合わせたグループホーム、ケアホーム及び施設入所の維持・新設等を大阪府や圏域の市町と協議しながら推進・調整していきます。



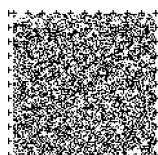
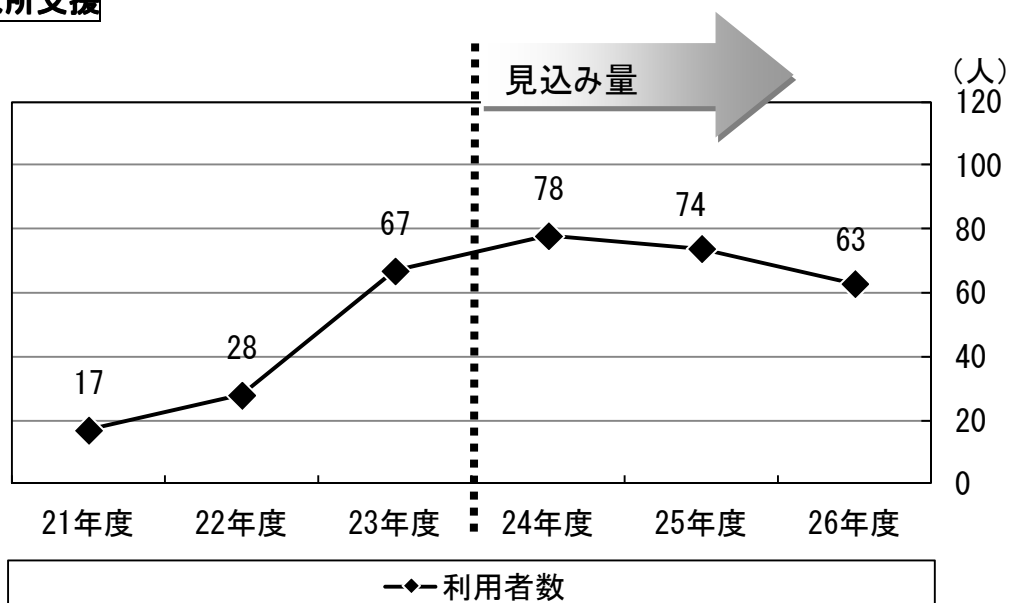
共同生活援助（グループホーム）



共同生活介護（ケアホーム）



施設入所支援



(4) 相談支援サービスの見込みと確保策

■ 相談支援サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
相談支援サービス	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する全ての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
	地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮らしへと移行した障がいのある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。

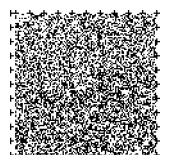
① 相談支援サービスの見込量

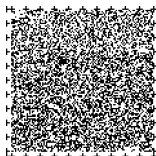
【見込量算出の考え方】

「計画相談支援」は、支給決定者数の実績等から、計画作成が必要な方の推計を行うとともに、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに全ての対象者について実施できるよう、各年度の利用者数を算定しています。そのうち、約1割の方が「集中的な支援が必要なケース」として年間12月利用し、約9割の方が「その他のケース」として年間2月利用すると推計し、サービス見込量を算定しています。

「地域移行支援」は、施設入所者の地域移行者数の目標及び在院患者の地域移行支援の利用見込み者数を参考に、見込量を算出しました。

「地域定着支援」は、地域移行にかかる数値目標等から、在宅における地域生活が不安定な者を推計し、見込量を算出しました。





■相談支援の月平均見込量（月間の利用者数）

項目		年度	見込量		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がい のある人	計画相談支援	(人)	51	105	180
	地域移行支援	(人)	1	1	1
	地域定着支援	(人)	0	0	0
知的障がい のある人	計画相談支援	(人)	39	80	139
	地域移行支援	(人)	4	4	4
	地域定着支援	(人)	0	0	0
精神障がい のある人	計画相談支援	(人)	20	41	72
	地域移行支援	(人)	5	5	5
	地域定着支援	(人)	3	3	3
合 計	計画相談支援	(人)	110	226	391
	地域移行支援	(人)	10	10	10
	地域定着支援	(人)	3	3	3

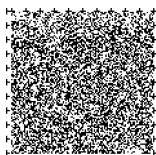
■相談支援（児童）の月平均見込量（月間の利用者数）

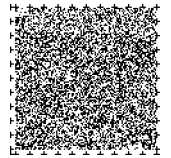
項目		年度	見込量		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障がいの ある児童	計画相談支援	(人)	21	44	77

② 相談支援サービスの確保策

「計画相談支援」については、平成24年4月1日施行の法改正により対象者の拡大が図られたことにより、利用量の大幅な増加が予想されます。指定特定相談支援事業所の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制を整備します。また、ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、障がい者地域自立支援協議会と連携して研修を設けるなど、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を進めます。

府が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもとで、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人や単身の障がいのある人等が地域生活を継続できる体制を整備します。



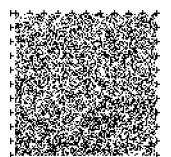


2 地域生活支援事業の見込みと確保策

市町村地域生活支援事業では、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等が実施されます。

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名		サービス内容
地域生活支援事業	必須事業	相談支援事業
		障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行います。
		成年後見制度利用支援事業
		障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、かつ身寄りのない知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の全部または一部を助成することにより障がいのある人の権利擁護を図ります。
		コミュニケーション支援事業
		聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
	選択的事业	日常生活用具給付等事業
		日常生活用具と補装具を再区分し、点字器、歩行補助つえ・ストマ等は日常生活用具へ移行。パソコンは廃止。品目は市町村で要件の範囲で自由に設定でき、国から参考例が示されています。
		移動支援事業
		屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援の対象者以外の移動支援を行います。
		地域活動支援センター
		障がいのある人等が通う施設で、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
	選択的事业	日中一時支援事業
		障がいのある人等の日中活動の場を提供し、見守りを行います。また、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
		訪問入浴サービス事業
	選択的事业	社会参加促進事業
		自宅で入浴することが困難な身体障がいのある人に、訪問し浴槽を提供して入浴の支援を行います。
	選択的事业	スポーツ・芸術文化活動等を行ったり、手話や要約筆記者の養成事業を行うことで、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。



(1) 必須事業

① 相談支援事業

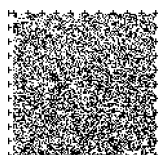
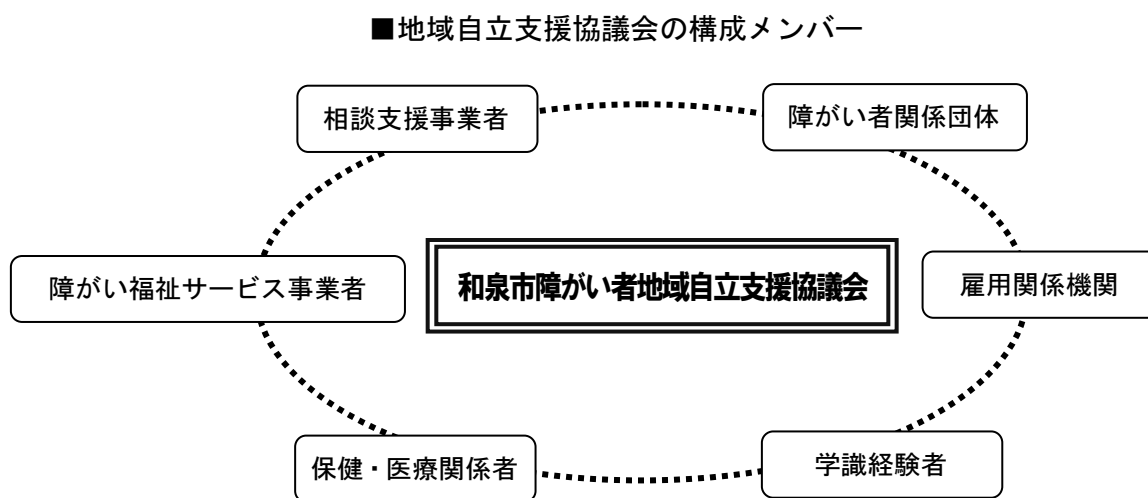
相談支援事業の指定事業者は、平成23年12月現在、3事業所となっています。

相談支援事業は、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、和泉市障がい者地域自立支援協議会を設置しています。

さらに、今後、国の動向や相談支援の再編にも注視しつつ、ニーズに応じた相談支援体制について検討を進めます。

また、事務局から配信している「和泉市障がい福祉メールニュース」等により、情報の共有化が図られています。



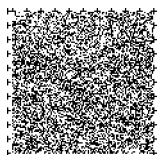
② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人の権利擁護の観点から、現在は市の相談窓口や市内の相談支援事業所で相談を実施しています。

平成24年度からは国において必須事業となることから、成年後見制度のさらなる利用促進に向けて、大阪府の大阪後見支援センター等の関係機関とも連携を図りながら相談を実施します。また、障がい福祉サービス事業所やサービス提供事業者等の関係者へ本事業の周知を行い、成年後見制度の利用の支援を行います。

■成年後見制度利用支援事業の年間見込量

項目	年度	実績見込み	見込量		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
成年後見制度利用支援事業	(人)	1	1	2	2



③ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者の派遣を行います。通訳者の派遣時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日、祝日、夜間については、市長がとくに必要と認めた場合に限り、派遣することができます。実施主体は本市となっています。

手話通訳士またはこれに準ずる知識もしくは技術を有した者を手話通訳者として既に1名福祉事務所に設置しています。今後も、引き続き派遣のコーディネート等を行い、聴覚障がいのある人等とのコミュニケーション支援や情報提供、生活援助、相談、助言等を行います。

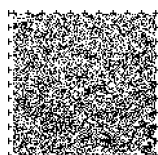
また、聴覚障がいのある人等の福祉に理解と熱意を有し、かつ、手話を主とする意思伝達技術を有する人で、本市の手話通訳者登録認定試験に合格した人を通訳者として登録します。ただし、手話通訳士、また大阪府の登録通訳者は試験免除となっています。

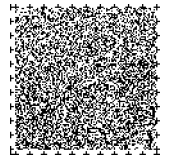
さらに、今後、視覚障がいのある人の意思疎通を図ることを支援し、社会参加を促進するため、点訳通訳者の派遣について検討します。

また、手話奉仕員養成事業や点訳奉仕員養成事業を実施し、手話通訳者の登録の充実を図るとともに、技術向上のための研修の充実や、要約筆記についてもニーズを把握し実施に努めます。

■手話通訳者派遣事業の年間見込量

項目	年度	実績見込み	見込量			
			平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者派遣事業	(人)	117	130	140	150	
要約筆記通訳者派遣事業	(人)	25	30	40	50	





④ 日常生活用具給付等事業

要綱の対象となっている障がいのある人に、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

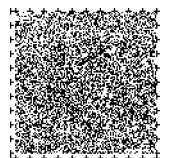
事業の見込量は、平成23年度の利用実績に各障がい者手帳所持者数の推計による伸びを乗じて、平成24年度以降の見込量を算出しています。

■日常生活用具給付等事業の年間見込量

項目	年度	実績見込み			
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護訓練支援用具 (件)		29	30	31	32
自立生活支援用具 (件)		105	108	111	114
在宅療養等支援用具 (件)		45	46	47	49
情報・意思疎通支援用具 (件)		63	65	67	69
排泄管理支援用具 (件)		1,130	1,164	1,199	1,234
住宅改修費 (件)		9	9	9	9

■日常生活用具給付等事業の分類

介護・訓練支援用具	情報・意思疎通支援用具
特殊寝台	携帯用会話補助装置
特殊マット	情報・通信支援用具
特殊尿器	点字ディスプレイ
入浴担架	点字器
体位変換器	点字タイプライター
移動用リフト	視覚障がい者用ポータブルレコーダー
訓練いす(児のみ)	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置
訓練用ベッド(児のみ)	視覚障がい者用拡大読書器
自立生活支援用具	盲人用時計
入浴補助用具	聴覚障がい者用通信装置
便器	聴覚障がい者用情報受信装置
頭部保護帽	人工咽頭
T字杖・棒杖のつえ	福祉電話(貸与)
移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	ファックス(貸与)
特殊便器	視覚障がい者用ワードプロセッサ
火災警報器	点字書
自動消火器	排泄管理支援用具
電磁調理器	ストマ装具
歩行時間延長信号機用小型送信機	紙おむつ等
聴覚障がい者用屋内信号装置	収尿器
在宅療養等支援用具	住宅改修費
透析液加温器	居宅生活動作補助用具
ネブライザー(吸入器)	
電気式たん吸引器	
酸素ボンベ運搬車	
盲人用音声式体温計	
盲人用体重計	
盲人用血圧計	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	



⑤ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等が、社会生活上必要不可欠な外出をする場合や、余暇活動等の社会参加のために外出する場合、ガイドヘルパーを派遣して移動についての介助を行います。サービスの形態により、「個別支援型」や「グループ支援型」等を平成18年10月以降、実施しています。

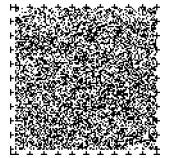
事業量については、平成21・22年度及び平成23年4月～10月分の実績に基づいて見込んでいますが、今後も必要な提供量の確保を図ります。なお、平成23年度の利用実績に対して、平成24年度のサービス見込量が減少しているのは、障がい福祉サービスの同行援護への移行者を勘案しているためです。

また、同世代のガイドヘルパーによる社会参加の促進等、課題もあり、今後、インフォーマルな支援等も合わせて実情にあった移動支援のあり方を検討していきます。

■年間利用見込量

年度 項目		実績見込み	見込量			
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
の身体障がい のある人	利用時間数 (時間)	56,553	43,143	44,508	45,734	
	利用者数 (人)	295	225	232	238	
	1人あたり時間 (時間)	192	192	192	192	
の知的障がい のある人	利用時間数 (時間)	33,555	34,766	36,156	37,603	
	利用者数 (人)	267	278	289	301	
	1人あたり時間 (時間)	126	125	125	125	
の精神障がい のある人	利用時間数 (時間)	2,458	2,604	2,748	2,899	
	利用者数 (人)	26	27	29	30	
	1人あたり時間 (時間)	95	97	95	97	
あ障がい る児童の	利用時間数 (時間)	8,251	8,552	8,894	9,250	
	利用者数 (人)	70	73	76	79	
	1人あたり時間 (時間)	118	117	117	117	
合 計	利用時間数 (時間)	100,817	89,065	92,306	95,486	
	利用者数 (人)	658	603	626	648	

注) 平成23年度実績見込みは4月～10月の平均



⑥ 地域活動支援センター

地域活動支援センターには、次のようなⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

基礎的事業：利用者に対する創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流等を促進する活動を実施

基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施

Ⅰ型：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。ただし、相談支援事業と併せて実施

Ⅱ型：基礎的事業を行うほか、地域において雇用または就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施

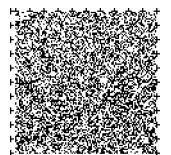
Ⅲ型：地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られていること

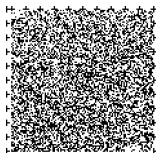
Ⅰ型は、委託により平成18年10月1日から開設されています。

Ⅱ型及びⅢ型については、今後、サービス提供事業所との協議を行っていきます。

■地域活動支援センター事業の見込量

項目		年度	実績見込み	見込量			
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
基礎的事業計		設置か所数（か所）	1	1	1	1	
		利用者数（人）	80	90	100	100	
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数（か所）	1	1	1	1	
		利用者数（人）	80	90	100	100	
	地域活動支援センターⅡ型	設置か所数（か所）	0	0	0	0	
		利用者数（人）	0	0	0	0	
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数（か所）	0	0	0	0	
		利用者数（人）	0	0	0	0	





(2) 選択的事業

① 日中一時支援事業

(a) 障がい児タイムケア事業

障がい児タイムケア事業は、市内に居住し、身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳を有している、小学4年生から高校3年生までを対象としています。保護者の就労促進や社会に適応するための日常的な訓練等、放課後の活動場所を提供しています。長期休暇時の日中活動の場所の提供も行っています。

平成24年4月の児童福祉法の改正等に伴い、学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」が創設されます。障がい児タイムケア事業を実施している事業所については、今後「放課後等デイサービス」への移行が進むことが予想されることから、サービス提供事業所と連携し、サービス実施体制の確保を図ります。

障がい児タイムケア事業については、「放課後等デイサービス」への移行を踏まえ、平成25年度以降の事業量を設定しないこととします。

■障がい児タイムケアの年間見込量

項目 \ 年度		実績見込み	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
障がい児タイムケア	利用者数(実人数) (人)	96	101	-	-	
	利用時間数 (時間)	11,527	12,120	-	-	

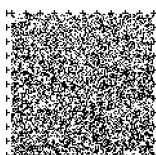
(b) 日帰り短期入所

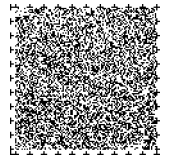
日帰り短期入所については、平成23年12月現在、3事業所がサービス提供を行っています。利用者のニーズも高いサービスであることから、今後も日帰り短期入所が必要な障がいのある人の把握に努め、サービス提供事業者の拡充を図ります。

事業量については、平成21・22年度及び平成23年4月～10月分の各サービスの実績に基づいて見込んでいますが、今後も必要な提供量の確保を図ります。

■日帰り短期入所の年間見込量

項目 \ 年度		実績見込み	見込量			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
日帰り短期入所	利用者数(実人数) (人)	10	12	14	15	
	利用時間数 (時間)	280	580	677	725	





② 訪問入浴サービス事業

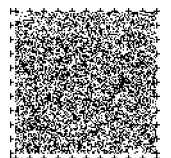
これまで移動入浴サービスとして実施してきた事業で、家族で居宅のみで入浴することが困難な重度の身体障がいのある人の家庭に、移動入浴車で訪問し、浴槽を居室に搬入して入浴サービスを行います。

③ 社会参加促進事業

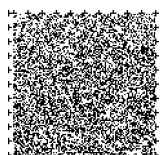
社会参加促進事業として、次のような事業を第2期に引き続き実施します。

■地域生活支援事業－社会参加促進事業

事業名	事業内容
生活訓練事業	○和泉市立北部総合福祉会館にて、リフト付き低床観光バスを使用し、野外活動を実施。近畿圏内福祉体験施設やテーマパーク見学等をとおして、社会経験、体験を深め日常生活の向上を推進します。 ○和泉市立北部総合福祉会館にて整形外科医師による診断のもと、理学療法士が個別カリキュラムに添った、機能の維持向上を図る訓練を行い、日常生活動作の習得をめざします。 ○和泉市立総合福祉会館にてグループリハビリ（体操等）、個人リハビリ（歩行・起立・ホットパック等）を実施します。
点訳奉仕員養成事業	○和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、点訳奉仕員の養成講座を実施します。
手話奉仕員養成事業	○和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、手話奉仕員の養成講座を実施します。
手話通訳設置事業	○市役所の障がい福祉所管窓口到手話通訳者を設置し、市役所内等での通訳業務を行います。 ○登録通訳者派遣のコーディネート・手話奉仕員登録者研修会（年1回）の企画運営・阪南ブロックろうあ者指導者等研修会（1回/2月）等の業務も行います。
点字・声の広報等発行事業	○声の広報等の発行 1 声の広報いずみ・・・市広報の音訳版 発行回数年12回 2 声の議会だより・・・市議会広報の音訳版 発行回数年4回
自動車運転免許取得・改造助成事業	○運転免許を取得することによって社会参加が促進される障がいのある人に対して、取得費用を助成します。 ○自動車の操行装置・ブレーキ等を改造することによって運転ができるようになり、社会参加が促進される障がいのある人に対して、改造費用を助成します。



事業名	事業内容
芸術・文化講座開催等事業	○北部総合福社会館等で 美術・・・クラフト作成（木工品、ペーパークラフト、粘土細工等） 文化・・・料理、お菓子作り、季節の行事（クリスマス、おもちつき等）、読書（図書館）、識字、グループワーク、パソコン講習会 音楽・・・合奏練習、カラオケ 美術・・・陶芸、絵画 文化・・・編み物、生け花、書道 音楽・・・コーラス 文化・・・園芸、フラワーアレンジメント パソコン講座等の実施



3 障がいのある人の人権尊重と利用環境の整備

① 障がいのある人の人権の尊重

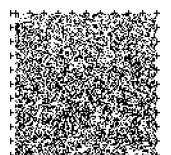
障がいのある人が住み慣れた地域で差別や偏見を受けることなく、安心して生活できるよう、ノーマライゼーションの理念の実現をめざし、家庭・地域・学校・事業所・関係機関や地域団体等が一体となって心のバリアフリー社会づくりを進めます。

そのため、福祉施設や当事者団体等と連携を図り、地域住民や地域団体に対する障がいについての理解を深めるための啓発や研修等を進めます。

② 障がいのある人に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行に向け準備を進めるとともに、法律に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。

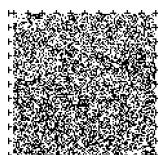
また、法律の施行に向けて、障がい者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務等の広報啓発を図ります。



③ 相談・情報提供体制の整備

障がいのある人が障がいの種類や程度、年齢、国籍等にかかわらず、サービスの利用について適切な助言等を受けられるよう、地域のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等とも連携し、地域に出向く巡回相談等、身近な地域での相談体制の充実を図ります。また、一人ひとりのニーズや状態に応じた相談支援を行うとともに、当事者によるきめ細やかな対応、介護相談及び情報の提供を総合的に実施していきます。

さらに、障がい福祉サービスの体系や内容について、パンフレットをはじめホームページ、出前講座等周知の徹底を図るとともに、サービス利用や財産管理等が行えるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。



④ 公正・公平な認定調査・支援の必要度の判定

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、サービス支給決定に向けて、障がい程度区分と勘案事項等を把握するための認定調査等を適切に実施します。

また、障がい程度区分等、認定調査等の結果に基づき、公平・公正な立場で、かつ専門的な観点から支援の必要度を判定するため、「和泉市障がい程度区分認定審査会」の適切な運用を図ります。

⑤ 総合的なケアマネジメント体制の充実

相談支援事業を実施する相談支援事業所において、障がいの種類や程度等に応じて、一人ひとりに合ったサービス利用計画のマネジメントを実施するとともに、福祉サービスの利用援助を行います。

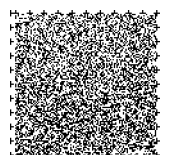
また、相談支援事業をはじめ就労支援等ネットワークシステムをつくるため、中核的な役割を果たす地域自立支援協議会の機能の充実や運営の強化を図ります。

さらに、就労支援関係機関等の連携強化を図るため、各機関がそれぞれ使用している「相談カルテ」について情報の共有が行えるよう、書式等の統一化を図るなど、効果的な就労支援を進めます。

⑥ サービスの充実と従事者の資質の向上

大阪府やサービス提供事業者、圏域市町等との連携のもとに、日中活動系等障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、本市で実施する地域生活支援事業について、利用者のニーズ等を踏まえ充実に努めます。

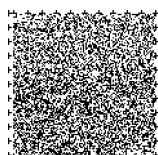
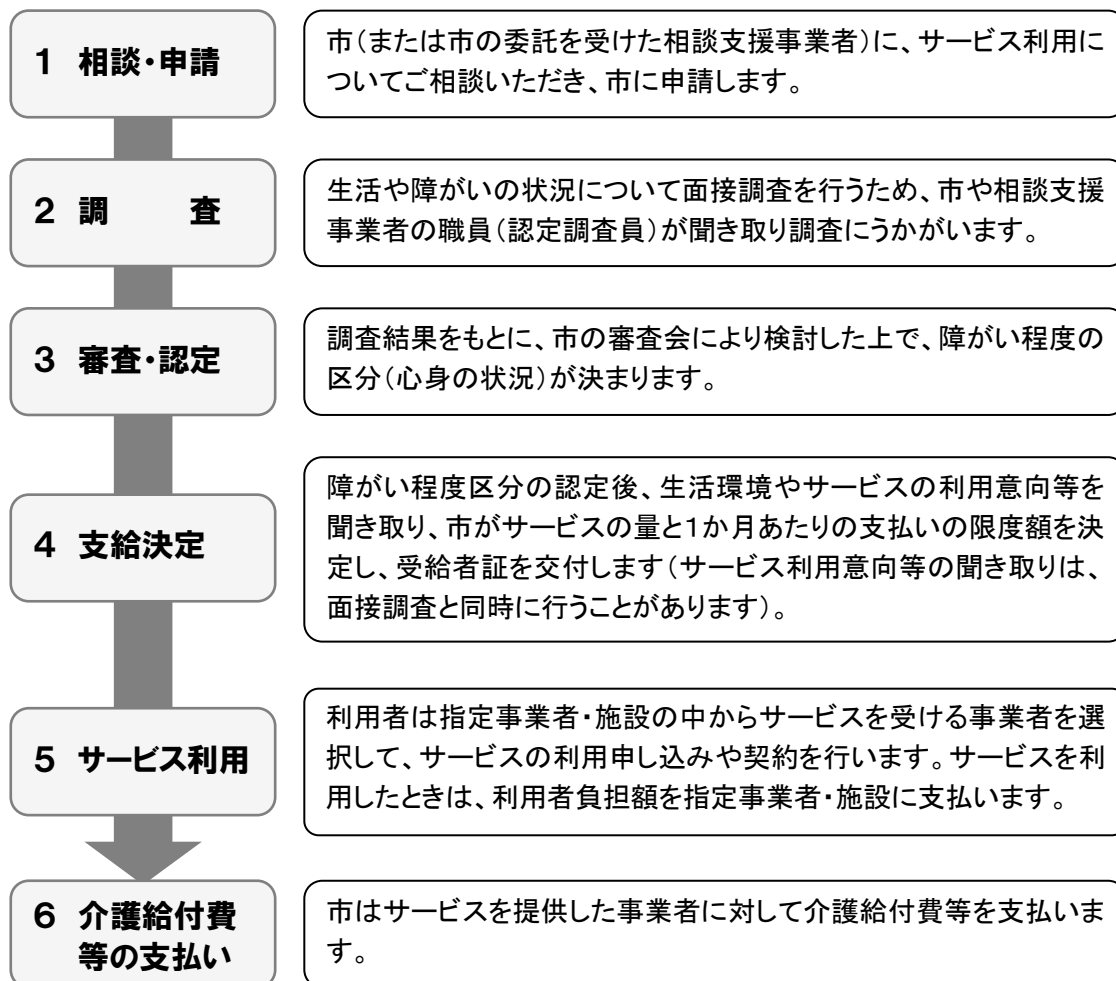
また、重度障がいのある人等にもきめ細かく対応できるよう、サービス提供事業所の職員やサービス提供者の資質の向上を図るため、人権教育をはじめ知識・技術の向上のための研修の実施を働きかけます。

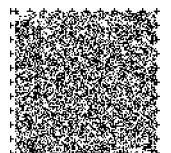
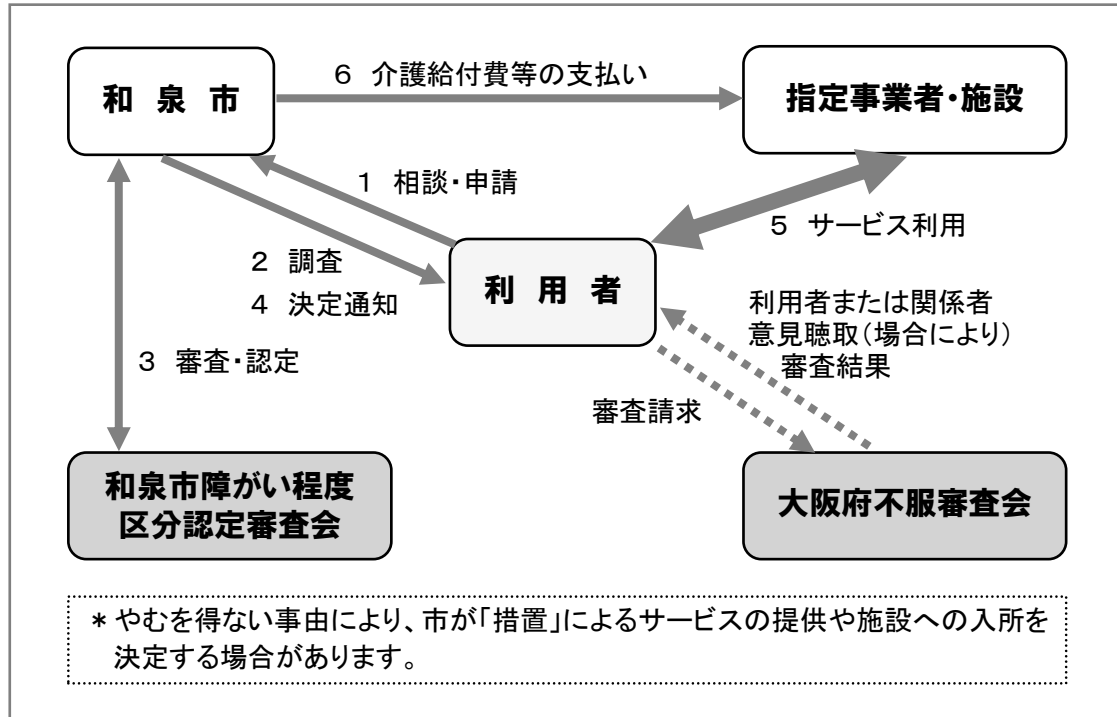


⑦ 経済的負担の軽減

サービス利用者である障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減を図り、必要なサービスが安心して利用できるよう、国の負担軽減措置に基づく措置を実施します。

■障がい福祉サービス利用までの流れ





4 計画の推進

① 計画の広報・周知

市民が障害者自立支援法の内容や障がい福祉サービスについて理解を深められるよう、この計画について広報やホームページ等さまざまな機会や媒体を活用して、周知を図ります。

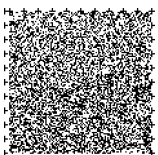
② 関係各課・関係機関との連携

この計画は、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携がとくに重要です。障がいのある人が地域での自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健・福祉機関、教育機関、産業・就労機関等関係機関との相互協力のもと、推進していきます。

③ 計画の点検・評価体制

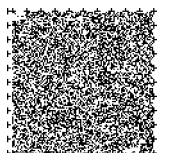
この計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画策定にあたった施策推進協議会において、計画の進捗状況の点検・評価及び見直しを行い、必要に応じて新たな対策を講じていきます。

また、新体系への移行やサービスの充実、障がいのある人の地域移行や就労移行を促進するとともに、委託相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方、障がいのある人の権利擁護の推進等、関係機関やサービス提供事業者等を構成員とする地域自立支援協議会による検討・調整を進めます。



資料編

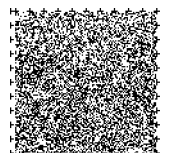
計画の策定経過及び用語の説明

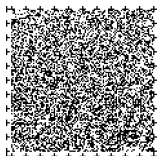


1 計画の策定経過

第3期和泉市障がい福祉計画策定の経過

日 程	項 目	内 容
平成23年 8月18日	第1回 和泉市障がい者地域自立支援協 議会	1 委嘱状交付 2 委員紹介・事務局職員紹介 3 会長及び副会長の選出 4 平成22年度～現在までの活動報告 5 平成23年度活動計画
平成23年 8月18日	第1回 和泉市障がい者施策推進協議会	1 平成22年度事業報告 2 第3期障がい福祉計画策定について
平成23年 12月14日 ～平成23年 12月26日	入所施設調査	和泉市民が利用する入所施設を対象として実施 配布数：34か所 調査方法：郵送配布・郵送回収
平成24年 1月23日	第2回 和泉市障がい者地域自立支援協 議会	1 平成23年度活動報告
平成24年 1月23日	第2回 和泉市障がい者施策推進協議会	1 第3期和泉市障がい福祉計画策定に ついて 2 その他
平成24年 3月26日	第3回 和泉市障がい者施策推進協議会	1 第3期和泉市障がい福祉計画策定に ついて 2 第3期和泉市障がい福祉計画の変更 点について 3 第3期和泉市障がい福祉計画（案） について





和泉市障がい者施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）及びその他関係法令に基づき、当事者の参画を推進し、関係機関・団体、市民の連携により障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「和泉市障がい者施策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、組織、運営その他協議会について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 障がい者計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 障がい福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 障がい者計画及び障がい福祉計画の進行管理に関すること。
- (4) 障がい者施策に関する重要事項に関すること。

2 前項に定めるもののほか、協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域における自立支援に関する必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係機関の職員
- (4) 福祉サービス事業者
- (5) 市民公募により選ばれた者

(部会)

第4条 協議会は、必要に応じて部会を設立することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年を限度とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は失職するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

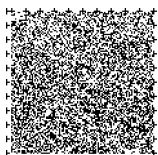
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。



(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

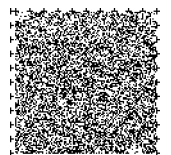
この要綱は、平成12年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。



和泉市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がいの有無に関らず、すべての市民がともに自分らしく暮らすことのできる地域づくりに関し、定期的な協議を行うため、和泉市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、障がい者福祉に係る関係機関、市（以下「関係機関等」という。）等で組織する。

(関係機関の努力義務)

第3条 関係機関等は、地域課題の発見、解決に努めるとともに、協議会で合意された事項を遂行することに努めるものとする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携、ネットワーク作りに関すること。
- (3) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (4) 障がいのある人や家族と地域社会との関係構築に関すること。
- (5) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (7) その他市長が必要と認めること。

(構成等)

第5条 協議会は、代表者協議会、協議会事務局、各専門部会で構成する。

2 代表者協議会は、既存の和泉市障がい者施策推進協議会が兼ねるものとし、市長が委嘱した関係機関等の代表者及び公募の市民で構成され、所掌事項のうち重要な事項について協議し、対応を決定する。

(会議の開催等)

第6条 会議の開催は次のとおりとする。

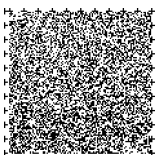
- (1) 代表者協議会 原則として年2回
- (2) 各専門部会 原則として隔月1回

2 会長、副会長は和泉市障がい者施策推進協議会会長、副会長が兼ねるものとする。

3 前項の会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。



2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 事務局は相談支援事業者と、生きがい健康部障がい福祉課が共同し担うものとする。

2 事務局は所掌事項について必要な情報収集、各専門部会の運営、各種相談の集約、関係機関のネットワーク構築と調整を行う。

(秘密の保持)

第9条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 この協議会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

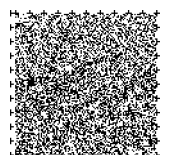
第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要なことは、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

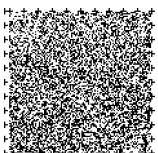


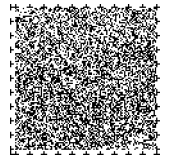
和泉市障がい者施策推進協議会委員及び 和泉市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

平成23年7月現在

区 分	関係機関・団体名	役 職	氏 名
学 識 経 験 者	大阪体育大学健康福祉学部	教授	◎大 谷 悟
	桃山学院大学社会学部	准教授	黒田 隆之
	支援センターしらさぎ	相談支援 センター長	左 古 久代
関係団体	和泉市社会福祉協議会	会 長	有里 榮陽
	和泉市民生児童委員協議会	副会長	相澤 美代榮
	和泉ボランティア市民プラザ 「アイ・あいロビー」	運営委員会 委員長	津田 慶子
	和泉市身体障がい者福祉会	会 長	石 橋 寿子
	和泉市視覚障がい者福祉協会	会 長	○浦部 祐作
	和泉市聴力障がい者福祉協会	会 長	大塚 俊作
	和泉市心身障害(児)者手をつなぐ 親の会	会 長	山口 達雄
	和泉障がい者施設・作業所連絡会	会 長	松山 茂美
	和泉市精神障がい者家族会	会 長	木下 起佐子
	重度重複障がい者家族会	代 表	安楽 奈美紀
	居宅支援センターさぼーと	代 表	宮崎 充弘
市民委員	公募市民		前田 由起子
	公募市民		藤原 太郎
国 ・ 府 行 政	大阪府和泉保健所	地域保健課長	郷 路 秀男
	泉大津公共職業安定所	統括職業指導官	小西 二三男
	大阪府岸和田子ども家庭センター	企画調整課長	貴田 利之

◎会長 ○副会長
(敬称略・順不同)





2 用語の説明

あ行

【アセスメント】

心身の状況や環境等によるサービスのニーズと、それに基づくサービスの量と種類を判断する方法をいい、サービスを開始するにあたって、サービス計画を立てる上で必要とされる対象者本人のこと、対象者が抱えている問題状況や取り巻く環境などの情報を収集し、分析すること。

【一般就労】

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型及び福祉工場の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

【インフォーマルなサービス】

形式ばらない、非公式のという意味であり、福祉の分野では住民主体のさまざまな福祉活動・取り組みなどをさしています。一方、「フォーマル」とは、正式な、形式的なという意味であり、障がい福祉サービスなどの公的なサービスをさしています。

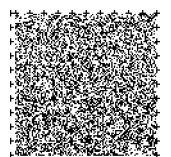
【NPO】

Non-Profit Organizationの略で、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。このうち「NPO法人」とは、平成10年3月に成立した特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

【ケアマネジメント】

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上でのさまざまなニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程をもっています。



【心のバリアフリー】

障がいのある人の施設から地域への移行、社会参加を促進するには、障がいのある人や障がいについて正しく理解することや、共に社会の一員として認識し、困っているときには誰もが障がいのある人に対し、自然に快くサポートできるようにするなど、心の壁を取り除くことをいいます。

さ行

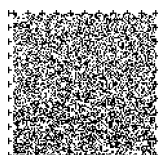
【障害者基本法】

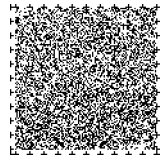
昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」の改正法として、平成5年11月に制定され12月に公布されました。旧法に比べると、目的・理念を障がいのある人の自立と社会、経済、文化などのあらゆる活動への参加促進としたこと、障がいのある人の定義に精神障がいのある人を加えたこと、「障害者の日」の条文化、「障害者基本計画」の策定、などの点が特徴となっています。

また、平成23年8月の「障害者基本法」の改正においては、障がい者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における一切のものが「社会的障壁」と定義され、「障がい者」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであることが明記されました。

【障害者就業・生活支援センター】

「就職がなかなかできない」「採用されてもすぐに辞めてしまう」「仕事を教えてほしい」、そのような悩みをお持ちの障がいのある人のため、就業だけでなく生活面からも一体的に支援していこうというものです。支援内容は、(1)求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます。(2)求職活動を支援するため、公共職業安定所、事業主等との調整を行います。(3)職業準備訓練のあっせんや実習先との連絡調整を行います。(4)就職後の職場定着にかかる助言等を行います。この他にもさまざまな生活面の支援などを行います。





【障害者の雇用の促進等に関する法律】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、昭和35年7月25日に制定されたもので、当時の法律の目的には「身体障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ること」としています。その後、平成4年6月3日の改正をはじめ、たびたび改正され、平成17年6月29日には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年7月に改正され、平成18年4月1日から施行されました（一部は平成17年10月1日から施行）。この改正の大きな柱としては、①精神障がいのある人に対する雇用対策の強化（精神障害者保健福祉手帳所持者である労働者及び短時間労働者を各事業主の雇用率の算定対象者とすることなど）、②在宅就業の障がいのある人に対する支援（自宅等において就業する障がいのある人に仕事を発注する事業主については、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金の支給を行うことなど）、③障がいのある人の福祉施策との有機的な連携等（職場適応援助者による援助を行うことに対する助成金の創設、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大など）となっています。現時点での最終改正は平成18年6月21日で、「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改めること（平成19年4月1日施行）などとなっています。

【身体障がい者手帳】

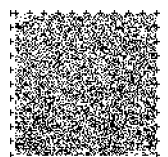
手帳交付の対象者は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全による免疫の機能に障がいのある人です。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。初めて手帳の交付を受けようとするときは、印鑑、顔写真、診断書（所定の様式）、領収書（診断書作成にかかる費用のもので、後日銀行振込にて返還します。）が必要です。

【精神障がい者保健福祉手帳】

手帳交付の対象者は、初診日から6か月以上を経過して、精神障がいのために長期にわたり、日常生活または社会生活に支障のある人です。初めて手帳の交付を受けようとするときは、印鑑、顔写真、診断書（所定の様式）、領収書（診断書作成にかかる費用のもので、後日銀行振込にて返還します。）が必要です。手帳交付の際には、次回判定年月が指定されるので、その時期までに更新の手続きが必要となります。

【成長力底上げ戦略】

格差是正を目的として、内閣官房長官を中心とした「成長力底上げ戦略構想チーム」が平成19年2月にまとめた戦略。国会で野党が格差是正を求めるなかで、政府として具体的な低所得者層の所得向上策を示すのが目的です。「基本的な姿勢」は働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、「格差の固定化」を防止することです。単に「結果平等」を目指す格差是正とは異なり、低所得者層への公的な扶助ではなく、自立支援策であることを強調しています。「戦略の基本構想」としては、年長フリーターなどの職業能力を向上させる「人材能力戦略」、障がいのある人や生活保護世帯などの就労を支援して自立を助ける「就労支援戦略」、中小企業の生産性を高めて賃金に反映させる「中小企業底上げ戦略」の3本の柱を打ち出しています。



た行

【トレンド関数】

人口の推移などの過去のすう勢から、将来の傾向を表すための関数で、一次関数で表現する場合や2次関数などで表現する場合など、過去のすう勢に基づきより適した関数を選択することが重要となります。

な行

【ノーマライゼーション】

どのような障がいがあっても、障がいのない人と同じように生活し、活動できる社会が社会本来の姿であるという考え方をいいます。

は行

【ピアカウンセリング】

同じ障がいをもつ人がカウンセラーとして相談にのったり、さまざまな自立支援を行うこと。ピア（peer）は「仲間」という意味。

【ビジネスモデル】

障がいのある人の雇用を進めるにあたり、単に支援するという形態ではなく、企業として成り立っていけるように、(1)誰に対して、どんな価値を提供するのか、(2)そのために、保有する経営資源をどのように組み合わせて、その経営資源をどのように調達し、(3)パートナーや顧客とのコミュニケーションをどのようにして図り、(4)いかなる流通経路と価格体系で、顧客に届けるか、という仕組みを考え、事業活動として実践することあるいは事業構想を表現すること。

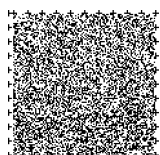
ら行

【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他区分があります。

【療育手帳】

手帳交付の対象者は、子ども家庭センターまたは知的障害者サポートセンターで知的障がいと判定された人です。療育手帳には、障がいの程度によりA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。初めて手帳の交付を受けようとするときや他府県・大阪市内から転入したときは、印鑑、顔写真が必要です。また、転入の場合は、手帳が必要です。手帳交付の際には、次回判定年月が指定されるので、その時期までに更新の手続きが必要となります。



第3期和泉市障がい福祉計画

(平成24年度～26年度)

平成24年3月発行

発行 和泉市
〒594-8501
大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

編集 和泉市 生きがい健康部 障がい福祉課

